

衆議院 外務委員会 議 録 第 七 号

平成十六年三月十六日(火曜日)

午後三時四十分開議

出席委員

委員長 米澤 隆君

理事 岩永 峯一君 理事 谷本 龍哉君

理事 中谷 元君 理事 渡辺 博道君

理事 末松 義規君 理事 武正 公一君

理事 増子 輝彦君 理事 丸谷 佳織君

理事 宇野 治君 理事 遠藤 武彦君

小野寺 五典君 河井 克行君

木村 勉君 高村 正彦君

鈴木 淳司君 田中 和徳君

土屋 品子君 西銘 恒三郎君

宮下 一郎君 阿久津 幸彦君

加藤 尚彦君 今野 東君

田中 眞紀子君 中野 謙君

平岡 秀夫君 前原 誠司君

松原 仁君 漆原 良夫君

赤嶺 政賢君 東門 美津子君

外務大臣 川口 順子君

外務副大臣 逢沢 一郎君

外務大臣政務官 田中 和徳君

政府参考人 (警察庁警備局長) 瀬川 勝久君

政府参考人 (防衛施設庁施設部長) 戸田 量弘君

政府参考人 (外務省大臣官房長) 北島 信一君

政府参考人 (外務省大臣官房文化交流部長) 近藤 誠一君

政府参考人 (外務省大臣官房領事移住部長) 鹿取 克章君

政府参考人 (外務省総合外交政策局局長) 石川 薫君

政府参考人 (外務省協力部長) 同

政府参考人 (外務省アジア大洋州局長) 藪中 三十二君

政府参考人 (外務省北米局長) 海老原 紳君

政府参考人 (外務省欧州局長) 小松 一郎君

政府参考人 (外務省中東・アフリカ局長) 堂道 秀明君

政府参考人 (外務省経済協力局長) 古田 肇君

政府参考人 (環境省自然環境局長) 小野寺 浩君

外務委員会専門員 原 聰君

委員の異動 三月十六日

辞任 松宮 勲君 補欠選任 宇野 治君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

辞任 宇野 治君 補欠選任 松宮 勲君

同日 阿久津 幸彦君 平岡 秀夫君

同(中川秀直君紹介(第一〇八一号))は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)

〇米澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房長北島信一君、外務省大臣官房文化交流部長長近藤誠一君、外務省大臣官房領事移住部長鹿取克章君、外務省総合外交政策局国際社会協力部長石川薫君、外務省アジア大洋州局長藪中三十二君、外務省北米局長海老原紳君、外務省欧州局長小松一郎君、外務省中東・アフリカ局長堂道秀明君、外務省経済協力局長古田肇君、警察庁警備局長瀬川勝久君、防衛施設庁施設部長戸田量弘君、

環境省自然環境局長小野寺浩君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇米澤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇米澤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。土屋品子君。

〇土屋委員 自由民主党の土屋品子です。

昨年の九月まで外務大臣政務官をしていましたので、今回の機構改革には直接携わってまいりました。きょうは、その当時議論されました改革の精神が今回の法律改正案の中に引き継がれているかの確認を含め、関連質問をさせていただきますので、よろしく願います。

まず、外務省設置法の一部改正に関して、法律職の儀典長を廃止し政令職に変更することですが、外交上の影響はどの程度あると想定されているのか、お伺いしたいと思います。

儀典長は、外務大臣の代理として各種儀礼関係の行事に出席するなど外交における役割が大きいだけに、今回の改正が各国からどのように受けとめられるのかを懸念しております。こういう言い方をしているのかどうかわかりませんが、ランクとしては下がるというような、マイナスに受けとめられることを懸念しております。また、儀典長の名称が残ることについてははっとしているわけですが、その機能を維持できるかどうかが大変重要であると考えています。

各国の大使が儀典長の職をかなり高く見ていること、皇室外交の重要性を考えたときに、宮内庁との関係を考えて、外務省としての各国政府や大使館への対応、国内各機関へ説明をどのように

行う予定に非常に関心がありますので、具体的にお答えいただきたいと思います。

○川口国務大臣 この外務省の機構改革につきましては、当時の土屋政務官にも本当に加わっていただいで、ちょうど昨年の今ごろ、最後の段階の議論を一生懸命にみんまでしていたわけでございますけれども、おっしゃった儀典長を法律職から政令職にするということについては、おっしゃったようないろいろな考慮から、私としてはしなうて済むのであればしたくなかった、そういう意味では苦渋の選択でもあったわけでございます。

今、外務省を機構改革して、新しい、例えば総合的な外交、戦略的な外交、そういった能動的な外交ということを考えてやろうとしますと、拡充をする部分がある。今の厳しい行財政の改革をしているというもとで、何かを拡大すれば別なことをやらなければいけないということがありまして、非常に、やむにやまれずということで、苦渋の選択として儀典長を政令職にしたということでございます。

それで、ただ、おっしゃるように、儀典長というのは重要な仕事でありますから、それによつて内容がないがしろにされるようなことがあつてはいけないということは、私も強く思っております。それで、名前を維持するということはその一つでありまして、その機能も引き続きしっかりと維持をしたいというふうに思っています。

儀典長にはどういう人を充てるかということが、この役割からいいますと大きな意味を持つてくるわけでして、これに、このポストにつきましては引き続き経験が豊富な者を充てて、そして大使の名称を付与するということを考えております。そのような必要な対策を講ずることによつて、実際上今まで儀典長が果たしてきた役割が低下するようなことがゆめゆめないようにしなければいけないと思っております。

また、この点については、在京の大使あるいは各国の政府に対してそのことをきちんと説明して

いきたいと思っています。

○土屋委員 どうもありがとうございます。私もあの当時、儀典長を何とか残したいという思いが非常に強かったわけでございまして、ぜひこの機能を低下させないようによろしくお願いしたいと思ひます。

それに関連しまして、外務大臣の海外出張によるトップ外交がほかの先進各国に比べて日本は非常に少ないのではないかという点に関して、ちよつとお伺ひしたいと思います。

先進主要国における外交活動に関しては、調べましたところ、欧米外務大臣などは、国境が接しているということで非常に行き来がしやすい、そういう意味では数え切れないほどの行き来をしているようでございますけれども、これは守秘義務があつてなかなか数字には出てこないということでございますが、日本に比較するとうる本当に比較にならないほどの外交を展開しているという現実があります。

我が国においては、近隣諸国は近いわけですから、もつと近隣諸国を中心に外務大臣みずから行つたらいという意見も、かつて何か外務委員会でも出たと思いますが、そういう問題を含めてもつと根本的な解決をしていかなければなかなか難しいのではないかと考えています。外務大臣の海外出張に関する国会の取り決めをまず変えていかなければならないことであるというのが認識でございますが、外務大臣に限らず、我が国では国会会期中の出張に関しては我々国会議員も大変厳しい制限の中にあるわけでございまして、もつと欧米に比較してダイナミックな外交をしようと思つても、その点が難しいように思います。

幾つかの国の事例を挙げてみますと、例えばアメリカなどでは、特にシステムとか手続上の規則はないということで、国務長官に公聴会や議会の答弁に関して要請があつた場合にスケジュールを調整する程度です。このことは大統領制だからという指摘もありますが、じゃ、イギリスはどうかといえ、議院内閣制ですけれども、首相と女

王陛下の許可があれば可能ということになつています。さらに、外交に関する審議が何と四週間に一回程度という頻度だそうで、十分に日程調整がつくというのを聞いています。

また、ドイツにおいては、スケジュールの調整はあるにはあるが、原則として必要があればいつでも出ていかれるというような状態で、国益のために活動することを最優先としているというようなことで、その間の国会の答弁は政務次官が行っているということでございます。

このように考えますと、我が国の現状は大変お寒い限りではないかということを感じるわけでございまして、かつて副大臣制が導入されたときにこの点は十分議論されたとは記憶しております。そして、副大臣、政務官の数がふえたことによつて外務大臣がもう少し拘束をされないうような、もつともつとダイナミックな外交ができるということを議論し、その中で導入されたと思つております。

ですけれども、現実にはなかなかそうはいつていないということでございますが、この意識改革、我々国会議員含めて、意識改革をする時期が来ているように思えてなりません。

外務大臣は、国益のためにはカウンターパートが出席する会合にはすべて出られるぐらいの時間を確保するべきだと考えております。

また、移動手段についても、欧米各国では、民間機だけでなく軍用機を使用する場合もあつて、実際に機動的に安全確保を図りながらスピーディーに移動できる環境があります。我が国においては、政府専用機の効率的運用に関して、もう少し考慮すべきではないかと考えていますが、例えば、パウエル国務長官は、必要に応じて政府専用機を使用して飛び回っていることがあるのは、皆さんも周知の事実であると思ひます。

残念ながら、我が国では、過去に外務大臣が一人の出張で政府専用機を運航された実績は多分ないと思ひます。民間航空会社の基本的な利用というのはいちろんでございますけれども、どうして

も時間がないときは、政府専用機を飛ばしても大事な外交をするぐらいの臨機応変というのが私はあつてしかりだと考えております。

国会のあり方を含め、議会がどのように変わっていくべきかについて、大臣にとって非常に答えにくいとは思ひますが、お考えをいただければありがたいと思ひます。

○達沢副大臣 恐縮でございますが、私の方からお答えをさせていただきたいと思ひます。

柔軟かつ積極的な外交を展開させるという意味で、大変すばらしい視点から御指摘また御質問をいただいたものと承知いたしております。

川口大臣は、平成十四年の二月一日に外務大臣に就任をされ、それ以来、文字どおり、日本外交の責任者として大変な努力を重ねてこられたわけでありまして、この在任二年一カ月の間に、合計三十回の海外出張をされまして、延べ五十六カ国を訪問されておられます。マルチの場、バイの場、さまざまな場があるわけでありますけれども、延べ五十六カ国、三十回、今委員御指摘のように、外務大臣同士の会談、あるいは首脳同士のトップ会談、外交を有機的に進めていく上で大変重要な場でございますが、これからも、国会ととりわけ各党の国対関係者等々の御理解をいただいで、できる限り外務大臣の出張の日程を確保させていただくことができれば、私もとしては当然そう願つておりますが、今後を展望いたしますと、四月上旬に外務大臣の中国訪問あるいはASEMの外相会合、G8の外相会合等々が予定をされていくわけでありまして、いずれ手続を踏んで、ぜひ出張させていただきたい、そのように承知をいたしております。

なお、抜本的に外交を強力に進めていく上で、外務大臣の出張のあり方について、これは、国会で各党間で十二分に御議論をいただく必要があろうかというふうに思ひます。各国さまざまな制度をお持ちのようでございますけれども、そういったものも私も十二分に参考にしながら、役所の立場で国会にお願いをすべきことは率直にお願い

をさせていただきたい、そのように承知をいたしております。

○土屋委員 副大臣、どうもありがとうございます。副大臣も政治家ということでございまして、これは大きな課題であろうと思っておりますけれども、どうぞ一緒に改革をお願いしたいと思います。

さて、次に、外務省機構改革に関して質問したいと思っております。

今回の改革の中に、領事移住部が領事局に改編されることあります。局になって具体的に領事サービスがどう変わっていくのか、在外公館の領事事務の改善策について伺いたいと思っております。

例えば、先般も、邦人が治安当局に拘束され釈放された事案が発生したイラクにおいて、今後の大使館警備を含む邦人保護やトラブルに関してどう対処できるようなるか等で結構ですから、具体例を挙げて説明していただければありがたいと思っております。

また、グローバル社会を迎え、国境の概念が変化していますが、各国の法律を熟知しないままに海外で非法活動を行い治安当局に逮捕される事件や、営利目的での邦人誘拐事件が発生している中、海外における邦人の危機管理体制に関して、初動から省としての対応が決定するまでのマニュアルが存在するのか、お聞かせいただきたい。

また、手順に関して、可能な範囲で具体的な流れをお聞かせ願えばありがたいと思っております。

○鹿取政府参考人 お答え申し上げます。

先生が今御指摘になりました、例えば海外で緊急事態が発生した場合、あるいは海外の邦人がいろいろな事件や事故あるいは誘拐、こういうことに巻き込まれた場合に、まずマニュアルがあるかどうかということでございますが、私も、マニュアルはございます。このマニュアルをベースにいたしまして、その国あるいはその時々状況踏まえて対処するというところで今やっておりますし、海外における緊急事態対応、あるいは邦人保護、これは非常に重要な問題でございます。

で、この分野についてはさらに強化していきたいと考えております。

今、手順というお話がございましたけれども、例えば、最近邦人が犯罪容疑により拘束される、こういう事象がございました。こういう場合においては、マニュアルに、例えば、事実関係の確認と本省への報告、あるいは当該邦人への面会等、弁護士あるいは言葉の問題への対応、こういうことがマニュアルに書いてございます。このマニュアルを踏まえて現場の領事が対応する、こういうことになっております。

また、最近やはり緊急事態でハイチの問題がございましたけれども、例えば、ハイチにつきましては、二月十一日に在留邦人の安否確認を行う、あるいは二月十七日に在留邦人の安否確認を行うとともに事態の悪化に備えての退避勧告あるいは退避の意思の有無について確認、こういうことでその時々状況に応じて現場の領事が対応しております。これは、若干の具体例でございます。

先ほど先生から、今後、領事局をつくるに当たってどういう分野でさらに具体的に対応するのかという御指摘がございましたけれども、まさに先生御指摘の領事サービス、これは領事にとって極めて重要な分野でございます。

例えば、領事サービスという場合、窓口業務がございまして、やはり窓口というのは、在留邦人との関係におきましても、また現地の任国の外国の方との関係におきましても、非常に重要な問題でございます。我々もう既に一部実施中でございますけれども、窓口の受け付け時間の調整をいたしまして、朝少し早める、あるいは夕方少し遅くする、それぞれの国において事情が違いますけれども、多くの公館において受け付け時間を延長いたしました。

また、先生よく御承知のとおり、領事シニアボランティアというものを昨年の十二月から導入いたしました。このシニアボランティアの方々は、民間企業において長い実務の経験をお持ちの方でございますけれども、こういう方々が在外公館に

配属されて、我々に対してさまざまな観点からアドバイスする、そういうことによって我々の在外における領事事務を一層改善していきたいと考えております。

そのほか、研修等、意識を改革する、そういう分野についても今努力しているところでございます。

○土屋委員 どうもありがとうございます。いろいろ細かい点をお話しになりましたけれども、最後の意識改革というのは非常に大事なことでありうと思っております。

私も在任中、いろいろな領事部の直接に窓口で受け答えをした国民の側からの意見を読ませていただきまして、非常に良くなったというのを感じましたけれども、さらに皆様からいろいろ出てくるように今後とも頑張りたいと思います。

それから、同じく機構改革関連で、国際社会協力部を総政局から大臣官房に移したことにについて、なぜそうしたかの根拠を示していただきたいと思っております。さらに、組織変更のメリットとしてどのようなことを想定しているかもあわせて御説明願います。多少時間がないので簡略にお願いいたします。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

国際社会のグローバル化が急速に進展する中で、地球規模の問題への対応というのがあります。重要になっていくと、政務官時代に御指導いただいたとおりでございますが、このような地球規模の諸問題に関する新たな国際的枠組みを構築するために、ルールづくり、こういうものを日本が率先してやっていく、こういうことが非常に大事であると思っております。そのために、全省的に取り組むことができる体制を整備したいと考えてまいりました。このような観点から、国際社会協力部長を本部長とし、関係部局から成る地球規模問題戦略本部をあわせ設置することとしております。

この本部におきまして、地球規模問題についての基本戦略の策定、人間の安全保障の推進、国際機関の予算、あるいは邦人職員の問題、選挙の問題等々について調整、提言を行うということを考えております。その事務局を担う国際社会協力部が官房的な側面の調整も有機的に行える体制が望ましいと考えております。

また、国際社会協力部は、人権、保健、環境、経済、社会と幅広い案件を扱っておりますので、関係部局との緊密な連携がますます重要になっていく、このように考えております。

こうしたことから、総合調整の機能を有する大臣官房に移管するというのを考えたわけでございますけれども、さらに、国際社会協力部を現在の三課体制から五課体制に強化すること、一層の力をつけていきたいと思っております。

一層努力してまいりますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○土屋委員 いろいろ御答弁いただきましたけれども、私も一緒に仕事をさせていただいて、非常に幅広い部であるということは認識しております。やはりもう少し国民にこれだけ仕事を任せているということがわかるためには、やっぱりルールづくりなんかを、本当に外務省がしっかりと諸外国に対して提言しているんだということがわかれたいなと思っております。その点、国民にもうちよつとわかるように頑張りたいと思います。

それから、文化交流部の問題なんですけれども、文化交流部を広報文化交流部に部内改編と名称変更したことで、どのように対外活動が変わるのかということをお聞きしたかったんですけれども、ちよつと時間がなくなりましたので、ちよつとお願いでございますが、多分、観光立国に関してはこの文化交流部が関係するのではないかと思いますけれども、小泉総理が観光立国を標榜してございますが、この政策に関しては省をまたいで横断的に取り組まなければならない問題でございます。

関する各種のデータ、情報、これを定期的に、そして必要に応じて報告をさせているわけです。おっしゃった透明性の確保ということは、私も大変に重要な視点だというふうに思っています。今やっていることというのは、これは在外公館名

称位置給与法に基づいて、法律に決まっているとおりにやっているとということでございます。そして、外務人事審議会という外部の人に来ていただいている審議会にそういったデータを報告しているということですが、このプロセスをより一層透明化するためにどうしたらいいだろうかということについて検討をしてみました。

そういう観点で、在勤手当に関する基礎資料となるデータ、情報、これについて、外務省のホームページ等を通じて公開をこれからしていくということ、今その細部について検討をさせていただきます。

○丸谷委員　ぜひ情報の透明化に努めていただきまして、国民の外交への理解、また外交官への、その仕事ぶりへの理解が進むように努めていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

続きまして、関連事項として、ぜひ外務省改革についてお伺いをしたいと思います。

今質問をさせていただいた内容について、大臣の御答弁は、在勤手当についてより一層の透明化を図るためにホームページで情報を提供していくと、非常に改革について前向きでまた実効性のある御答弁をいただいたわけですが、

も、実際に、報償費問題から始まりまして、本当に外務省改革が叫ばれている中、いろいろ紆余曲折がありながら、確かに外務省は変わってきているのだからかというところを、外務省問題というのを風化させることなく、やっていることはやっている、まだこれからやることはこれからやるというふうに分けをしなから、着実に外務省改革を進めていく必要があるという認識に立ちまして、次の質問をさせていただきたいと思っております。

ちょうど私が外務政務官をさせていただいた際にはその報償費問題が始まった時期で、本日に毎日毎日の国民の皆様から外務省に対しておしかりのメールまたお電話、ファクスというのが本日に山のように届きまして、その声を十分に外務省

改革に生かしていかなければいけないという非常に厳しい状況の中であつたことが自分も記憶に新しいところでございますけれども、その後、外務省のホームページでも公開をされています。外務省改革の具体的な成果について、平成十四年には「変える会」の最終報告が出て、そして平成十四年の八月には行動計画を出していただいて、昨年の三月には進捗状況と総括を公表し、その中では「外務省は大きく変わりつつある。」というふうにも、国民の理解は得られているのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

平成十五年の一月一日から広聴活動に専念する独立部門として広聴室を設置されていると思えます。その総受け付け数も莫大なものがあると思えますけれども、数年前の九割九分九厘がおりた時代と比べて、国民の、外務省は変わってきているなという声も少しも出ていけば、国民の皆さんに理解が少しずつ深まっているものというふうにも推測されますけれども、国民の理解、外務省としてどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○達沢副大臣　委員御指摘のように、国民の皆さん方の理解と支持なくして外交は成り立たない、私も厳しくそのような認識を持っております。川口大臣を先頭に、中心に、外務省改革の実を上げるべく、省員一丸となつて、もちろん国会の御指導をいただきながら、引き続き努力をさせていただいております。

大臣は、口を開けば、外務省改革のキーワード、透明性、スピードそして実効性、この三つについて発言をなさっておりますけれども、「変える会」からの提言をもとに私も策定をいたしました外務省改革に関する行動計画、これに基づいて改革を鋭意進めてきているところであります。ホームページで広報するほか、節目節目で対外的な発表をわかりやすく行わせていただき、引き続き、国民の皆様方に理解をいただけるように、これからの懸命に取り組んでまいりたいと思いま

す。

委員御指摘のように、国民の方からさまざまな激励やまた引き続きのおしかりのメールをいただいているのは事実であります。しかし、国民の方々から、外務省頑張れ、外交は大事だ、そういう声が非常に真摯に寄せられている、そのことに私も大変励ましを受けているわけであります。

二、三、御報告、御紹介をさせていただきますと、例えば、営繕関係の仕事をしている人たち、その他縁の下の方たちになつていて省員の声をホームページにもっと載せるべきではないか、こんな指摘もございました。あるいは、在外公館シニアボランティアを採用する、大変よい試みである、こういった主婦の声もでございます。しかし、引き続き、外務省改革は進んでいるけれども、あからさまにエリート街道を進んでいる人たちにしかスポットが当たっていないように見える、こういった厳しい御指摘もございしますが、一つ一つの国民の皆様方の声を真摯に受けとめながら、今後の改革にぜひそういった国民の皆様方の思いを生かしてまいりたい、そのように承知をいたしておりますので、国会の先生方の引き続きの御指導と御叱正をあわせてお願い申し上げます。

○丸谷委員　私もこれを外務省のホームページで見させていただいて知ったことでございますけれども、昨年一月一日に独立部門として設置をされました広聴室、一月から十一月の総受け付け数は、メールで五万四千件、ファクスあるいは手紙では一万三千二百件、電話が三千八百件と、やはり省庁の中でも非常に多い数字、多い数なのかなと、国民の意見が非常に多く寄せられている数なのかなと思えます。

その中で、本日に少しづつではありますけれども、外務省の改革について国民の皆さんが今の副大臣の御答弁から理解をいただけているんだなという印象を受けました。本日に数年前は九割九分九厘がおりた、また叱咤、叱咤、

叱咤と、激励があつたときは本日に珍しいぐらいでございましたけれども、今は随分と前向きに激励をしていただけるまでになったところを、ぜひ省員の皆さんもそれをもとにしながら、より一層外交官としての役割を果たしていただきたいと思えます。

続きまして、報償費の問題が出たときにやはり一番大きな問題となりました在外公館のお金の使い方でございますけれども、この在外公館につきましてもっとしっかりと本省の中で監査をしていくということ、監査、査察の充実ということが図られていると思えます。

監察査察官に現職の検事を採用しましたし、あるいは公認会計士の方を任期つきで三名採用されていらっしゃる。また、特別集中査察を実施して、今までに百二十公館ほど査察が済んでいるものというふうに思いますけれども、そもそもこの外務省不信の発端となりました在外公館等の報償費の扱いを調べるべく、この監査、査察の問題、その後どのように進捗されているのか、この点についてお伺いをします。

○田中大臣政務官　お答えをいたします。

丸谷委員が外務大臣政務官として当時から取り組んでおられますとお詳しいことは承知しておりますけれども、私の方から一応の御答弁をさせていただきます。

外務省は、お話をしましたように、一連の不祥事を受けまして、外務省改革要綱で述べられているとおり、外部の専門家の参加を得て、中立性、公平性を確保しつつ査察を実施してきております。

具体的には、平成十三年九月末から公認会計士、弁護士などの外部専門家の参加を得ております。また、一昨年四月に、お話をしましたように、現職の検事が監察査察官として任命された後は、協力を得て、集中的かつ広範囲にわたる特別集中査察を実施してまいりました。お話をしましたように、百八十九公館中、百二十公館が今のところ行われたところでございます。

今後、在外公館に対する特別集中査察をできるだけ早期にすべて終えてまいりたい、こういう思いでございます。

あわせて、成果についても少し触れさせていたきたいと思います。

現在、査察使が在外公館の活動及び運営状況、経理状況、在外公館に勤務する外務公務員の能力、研修及び勤務状況につきまして、すべてチェックをいたしております。その結果をまとめて、査察報告書を作成しております。

報告書の中では、査察公館ごとに運営管理等についての問題点の指摘を個別に行っております。また、在外公館に共通する事項についても、必要な場合には対処方針を提言しております。右提言に関しては、必要な場合には改善策が種々講じられることになっておるわけでございます。

順次、ひとつ改革ということで頑張つてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○丸谷委員 本年度中に残りの在外公館についても査察を完了されるめどの中で集中的に行われていられるというふうに思いますけれども、その監察、査察の成果、情報公開できない部分は当然あると思います。

警備の面ですとか、あるいは個人的な情報の面ですとか、そういったところから情報公開を詳しくはできないのは理解するんですけど、それでは、この報償費の問題となった、発端となった在外公館のお金の使われ方、あるいはそれを是正するために査察をしますといった流れの結末を、どのような形で、全部査察が終わったときに国民に対して何かメッセージを出すのかどうか、あるいは何をもちて査察をすべて完了して、外務省は報償費あるいは在外のあり方等で何一つ不正がないとしないところを何をもちて国民に理解をさせていただこうとするのか、この点についてはいかがでしょうか。

○田中大臣政務官 今丸谷委員からお話ありましたように、やる以上はしっかりとした成果を上げて国民の理解が得られる状況にしなければならぬと思っております。実際に報償費の問題があったわけでございますから、査察の中で具体的にわかつたものについて問題があればその都度ということでありまして、最後までやってみてまとめていかなければならないものもあると思っております。

具体的に申し上げますと、提言または改善提案事項の例をいたしまして申し上げます。出納官吏研修の充実、公私の基準の一層の明確化、指針の本省における作成、便宜供与の基準のさらなる明確化、在外公館内規の早急な整備、館員または館内の意思疎通の改善、館内の業務分担の改善等、具体的に指摘がございまして、また問題をその都度対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○丸谷委員 以上で質問を終わらせていただきますけれども、具体的に、個別的に対応していただいたものに対して、どのような報告を、説明を国民に対して今後されていくつもりなのか、この点はぜひ今後の課題として考えていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

以上です。

○米澤委員長 次に、阿久津幸彦君。

○阿久津委員 民主党の阿久津幸彦でございます。案件となっております二法案につきまして簡単に質問をさせていただきます。そして、時間がもう少し余裕があるようでしたら、外交面一般について質問をさせていただきたいと思っております。

それではまず、外務省の設置法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。思うんですが、法律職である儀典長の廃止について、その経緯を含め、どのような議論があったのか、お答えいただきたいと思います。

○北島政府参考人 お答え申し上げます。儀典長の廃止についての議論でございますけれども、外務省といたしまして、外務省を能動的、戦略的な外交を展開できる組織としたいというこ

とで、選択と集中をテーマとしまして省内で議論を重ねました。その結果、領事局の新設を初めとする大幅な機構改革をしたいということを決めたわけですが、その際に、行政事情が全般的には非常に厳しいものですから、その中で、やむを得ない措置として法律職の儀典長の廃止を決めたということでございます。

他方、その際に、儀典長の外交上の役割、これは、先ほども言及されましたが、引き続き非常に重要であるということで、私どもとしましては、政令で新たに儀典長という名称の職を置いて経験豊富な者を充てて、さらに大使の名称を付与するなど必要な策を講じることによってその機能については今後とも維持したい、そういう考えでございます。

○阿久津委員 儀典長という役職が今度法律職から政令職になるということで、いわば格が下がるというふうに理解してもいいと思うんですが、官房内に置かれるということでありまして、バランスからいえば儀典長ではなくて儀典官とすべきという議論もあつたんだと思うんですが、それについてお答えいただきたいこと、それからもう一つ、法律職が廃止されたということ、政令職としての儀典長の給与はどうなるのか、下がるのか、大体同じぐらいなのか、その辺についてもお答えいただきたいと思っております。

○北島政府参考人 お答え申し上げます。まず、儀典長が法律職から官房の中に政令職として来るのであれば、当然名称が変わつてしまふべきではないか、そういう議論があつたのではないかとお尋ねですが、確かにございました。電が関の一つの考え方として、ポストが変われば、法律職から政令職に変われば、名前が変わつて不思議ではないのではないかと、そういう議論も確かにあつたんですが、同時に、先ほど来答弁してありますように、儀典長については非常に大事な役割があるものですから、在京外交団等との関係で、私ども、名前についてはこれをぜひ維持

させていただきということを関係当局にお願いしまして、それが認められたということでございします。

二つ目のお尋ねの予算、人件費ということでございますけれども、法律職から政令職に変更することに伴いまして、人件費の予算額、これは確かに減少をいたします。念のために申し上げますと、法律職の場合には、人件費としては一千三百万円強だったものが、政令職になると一千百万円程度になる、そういうことがございます。

○阿久津委員 私は、結論から言えば、今のようだったのかなと思うんです。儀典長という名前を維持してよかったのかと思っております。それはやはり、名前で、肩書で相手を見てくださるわけですし、むしろ給料がふえないのであれば、そういった肩書を十分に生かしていただいて、今までと変わらぬ活動をしていただきたいというふうに思っております。

その中で、官僚の世界の場合、事務次官になるまでに、ピラミッドのように、だんだんやめていって、事務次官と同期の方、それより若い方がすべて職員という形になると思うんですが、なかなかその慣例を破るというのは難しいと思うんです。ただ、私は、儀典長のような職については、たとえ事務次官よりも年長の者であつても、どんな働き方をもち、採用していただいている人ではないかと思うんです。今回、外務省における法律職が政令職に変更されたという改革は初めてだと聞いています。初めてのことができるわけですから、その辺も思い切つてぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

今回の機構改革によって具体的に何がどう強化されるのか。領事局の強化とか、危機管理体制の強化とか、情報収集、分析力の強化とか、いろいろとわかれていきますけれども、特に情報分析体系の強化について伺いたいと思っております。

○川口国務大臣 今回の外務省の機構改革については、幾つかの目玉といえますか、重点事項がござ

ざいます。今おっしゃった情報収集の強化もその一つですけれども、幾つか、どういふものがその重点かというところで申し上げたいと思います。

まず、総合外交政策局の改編による外交戦略策定機能の強化ということが一つございます。それから、先ほど来申し上げています領事局及び危機管理の体制の強化、これは参事官を新設します

が、それによって日本国民の保護と危機管理の強化をするということです。それから、国際情報統括官の新設を行いまして、情報収集、分析能力の強化を行います。四番目に、国際社会協力部の改編によりまして、いわゆるルールづくり、マルチ

の国際的な枠組み、これを構築するための取り組みを強化することです。そして五つ目に、平和構築、定着ということをやつてきており

ますけれども、これを切れ目なくやるという意味で、委員会を設置して行つて、この面でのイニシアチブを強化するということが重点です。

それで、委員が御関心の情報収集、分析機能の強化ですけれども、まず、組織的に考えていますのは、局長から局長級の分掌職の体制に移る国際情報統括官ということで、専門性の高い組織にするということでありまして、政策部門との連携も強化をするということでございます。課の体制も、今三つあるわけですけれども、これを課

長級の職を一つふやしまして四つにいたしましたので、多層、重層的な意思決定にならないように、フラットな組織にして、専門性と同時に機動性をあわせ持つ組織にしていこうということでござい

ます。それから、複眼的な、そして分野横断的な、また中長期的な視点に立った情報収集と分析を強化するという観点で、分野ごとに深い知見を持つ

ている専門家、これを配置しまして、そしてまた組織の中で人的な資源、これを充実していくという

ことを考えているわけです。

ということでございます。国際情報統括官というものを設け、その下に課長級の人たちを四人置くということで、フラットな組織にして、刻々

変わる国際情勢に対応していきたいと考えており

ます。

○阿久津委員 組織体系の改編はよくわかったんですけれども、先ほども指摘がありましたけれども、私は、率直に言つて、日本の外務省の情報収集、分析力というのはまだまだ弱いというふう

に考えております。

特に、一番の問題点は、私は、米国の情報に負

い過ぎてゐるのではないかと。米国の情報一極中

的で、かつ間接情報、米国を通じて何の情報も得

てしまふ。もちろん友好国米国の情報は最重要なものであります。しかし一方で、もつと多角

的に直接情報をとれるような努力をもつともし

ていただきたい。アジアの情報、ヨーロッパの

情報、そのほかさまざまな情報があると思ひま

すので、ぜひそこをお願いしたいというふうに思

ひます。

続けて、在外公館の名称及び位置並びに在外公

館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律案について伺ひをしたい

と思ひますが、こちらのほうは、大体ばあつと見

ますと納得いく点が多いんですが、二つほどちよ

つと伺ひたいことがあります。

一つは、在重慶日本国総領事館の設置に関し

て、その選定理由を伺ひたいと思ひます。利便

性とか交通とか在留邦人の数とかいろいろある

と思ひますが、その辺についてお答えをいた

だきたい。なぜここを選んだのかということ

です。

○教中政府参考人 お答え申し上げます。

重慶でございますけれども、これは一九九七年

に直轄市というふうになつてございます。これ

は、北京、上海、天津に次いで四番目の直轄市

というところで、州と同じ扱いをする、それだけ

重要な都市ということ、特に地理的でございま

すけれども、中国の内陸部における中心的都市

であるということでございます。

そして、これは、今まさに委員御指摘のとおり

、利便性という点、交通ということからいいます

と、私も参りましたけれども、上海から飛行機で

二時間半以上かかるという非常に離れた場所にご

ざいます。また、この地域というのは西部開発と

いうことでこれから非常に重要になつてくる地域

でございます。そうした中で、在留邦人の数も、

過去四年間で三七・七増という、比較的、分母は

それほど大きくございせんすけれども、伸びて

いる。進出企業の数も伸びております。

この地域、特に地理的に申し上げまして非常に

西側にありますけれども、今回予定させていた

だいていますのは、この重慶市、そしてまた四川

省、貴州省、雲南省、チベット自治区ということで、

従来これは大使館から見えておりましたけれども、

北京からですと非常に遠いところでございます。

そういう意味で、日本企業との関係もございま

すが、全体的な、地理的な重要性、そして利便性

等を考えますと、やはりここにぜひ総領事館が

必要だと。実は九八年から駐在官事務所というの

は置いておりましたけれども、ますますその業務

がふえてきているということで、きちんとした総

領事館として体制を組んで事務に当たる必要があ

る、こういう判断でございました。

○阿久津委員 別にそこをやめろと言うつもりは

ないんですけれども、私、個人的には、お隣の四

川省の成都に、同じ新設するならそちらの方がい

いんではないかというふうに通つたんです。とい

いますのは、四川省の成都の方が治安が少なく

も格段にいいんではないかというふうに通つた

んですが、こういった議論はなかつたのか。簡単に

言で結構です。

○教中政府参考人 お答え申し上げます。

まさに、成都が重慶かというのは我々も検討

いたしました。しかし、やはり先ほど来申し上げ

ましたように、邦人、企業の数、そしてまた、最

近においてまさに直轄市になるということで、全

体としてはこの戦略的な重要性というのを非常

に我々としては重要視したということございま

す。今御指摘のように、そういう比較考量と

いうのは我々もした結果でございます。

○阿久津委員 結構でございます。

もう一つ、気になる点について伺ひたいと思

ひます。

在外公館に勤務する子女教育手当の加算限度額

の改定について、その根拠は何か伺ひたいと思

ひます。これは、私は細かいことを余り言つ

てもりはないんですけれども、国民から見ると、今

どきに引き上げるといふ部分については、ある種

しつかりした説明がなければ納得がいかないとい

うふうに思ひますので、伺ひさせていただきます。

○北島政府参考人 お答え申し上げます。

まず、子女教育手当の考え方でございますけれ

ども、在外に在る職員の子が海外で教育を受け

るに際しまして、国内での経費よりも追加的に必

要となる経費に充当するために支給されるという

ことでございますけれども、各在勤地において子

女を就学させることが可能な学校の中で、授業料

等が最も低廉な学校を基準校として選定して、同

基準校の授業料等が定額を超過する場合に、この

定額というの一万八千円なんです、それを超

える場合に、その超過分について一定限度まで加

算支給するという考え方でございます。

この加算限度額なんです、実は、平成四年度、

今から十二年前ですが、平成四年度に現行の六万

三千円に改定されて以来、引き上げが行われてき

ていなかったというところで、最近の状況を見

ますと、十二年前と比べて現地の学校の授業料等

が相当程度上昇しているということがございま

す、この限度額を大幅に超過する基準校が年々

ふえてきているということがございます。

そのために、こうした学校に子女を就学させて

いる在外職員は現在平均で約四万一千円の自己負

担を強いられるというところで、このような負

担を緩和するために、今般、加算限度額を九千円

増額することとしたいというところでございま

す。ただし、日本国内においても、子女を私立の学

校に就学させるということが一般化しているわけ

です、今般、加算限度額を引き上げる対象は、

日本国内であれば無償で教育を受けることが可能

な小学校、中学校課程に相当する教育機関に就学

する子女に限定するというにしまして、高等学校に相当する教育機関に就学する子女については、これまでの加算限度額のままというふうに考えております。

○阿久津委員 引き上げられたとしても、全体で千六百五十万円ほどの負担だというふうに聞いております。ただ、平成四年度、前回の引き上げというの、これは一九九二年ですか、バブル直後です。ね、もちろん日本を中心に考えた場合ですけれども、日本ではバブルのころのものから引き上げられているものというのはほとんどないというふうに理解しているものでございます。

それから、今の御説明の中で、為替相場や物価水準の変動状況等を勘案した結果として在勤基本手当が改定されるわけですが、この改定を超える著しい変化が子女教育の中で出てくるのかという、ちよつと納得がいかないうところもあります。今回の場合はともかく、今後改定される場合は、ぜひその辺を慎重にしていきたい。

やはり日本もだんだん二極化しております。上流階級というか、上の方々の教育がそういう形でやられている一方で、本当に食べることにさえ厳しい状況の方々も日本の中には大勢いらっしゃるということ。ただし、海外において、ある種、学校の選択がその子女の安全につながるというところは私も理解しておりますので、その点は申し上げておきます。

次に、ちよつと時間がまだございますので、外交全般について質問をさせていただきたいと思うんですが、まず初めに、日本外交を展開していく上での愛国心についてどう考えるか、ちよつと私、大臣に伺いたいと思うんです。

といいますのは、先日、同僚の松原委員が、外交とは何か、外交をどのようなものと認識しているかという質問をされました。そのとき、大臣は、国益の確保と日本の繁栄が大事で、それをやるために日米同盟、国際協調が大事だ、国際社会で自分の国のことだけ考えるということではなくて、世界が課題としてあることに對して、我が国

としてそれに対して積極的に関わり組んでいく、それをやっていくための枠組みを世界でつくっていく、そのためのリーダーシップをとり、実際にそれを実行していく、そういうことが大事だと、すらすらと答えられたんです。私は、実は、何か胸にすんと落ちないなというふうに思っております。

そうしましたら、恐らく松原委員もそういうふう感じに思っているんじゃないかと、松原委員が、繁栄の概念というのは物質的な部分の繁栄だけではない、日本人の精神的な部分において、ある種のプライドを持って、自尊心を持って日本人が生活をする、そのことを外交をもって検証していくということだというふうに述べておられます。私もそのとおりだというふうに感じております。

外交の起点には、私は、愛国心というものが必ずあって、愛国心はもろもろに強要するものでもないし、秘められたものであるかもしれないですけれども、日本外交を展開していく上で愛国心についてどう考えるのか、大臣にとつて愛国心とは何であるのか、お考えを率直にお聞かせいただきたいと思ひます。

○川口国務大臣 大変に大きな御質問であつて、どのようにお答えをするのが一番いいかなと、今ここに立ちながらちよつと考えておりますけれども、私が愛国心という言葉を知るときに真つ先に思い浮かぶことというのは、ケネディ大統領の、ちよつと言葉は正確ではありませんが、国が自分のために何をやるのか、してくれぬのかということではなくて、あなたが国のために何をやるか、あなたがこの国をどう考えるべきだということ、就任演説だつたと思ひますが、言われたわけでございます。

当時、私は大学生でございましたけれども、その言葉を聞いて、すつと、本当にそうだと思うところがあったわけでございます。愛国心というのは、これは外交との関係はちよつとまたその後でも言いたいと思ひますが、自分が国の

ために何をすることができるといふことであると思ひます。

もちろん、そのベースとして、自分の国が本当に好きだ、自分の国を愛している、誇りに思っている、自分の郷土を愛している、さらにそのベースに、自分の家族を愛している、自分自身を愛しているということがあつて、その上に自分の国を愛する心があり、その国を愛する心というのは何かというと、それは国をよくするために自分がいかなる犠牲を払い、何をできるかということとを常に考え行動していくことであると私は思っております。

それを育てていくものというのは、基本的に言えば、まずスタートは自分を愛するところから始まらないといけないと思ひますので、家庭の教育であり、学校の教育であり、あるいは社会から学ぶものでありといった全部が関係をしていくということだと思ひます。

それで、外交との関係で愛国心がどういう役割を果たすかということですが、私は、愛国心を持つ国民というのが、外交の舞台といひます。か、外交の背景、外交のベース、どういふ言葉を使つていいかわかりませんが、そういうものであると思ひます。

そして、これは松原議員のときにも申し上げたという記憶がございますけれども、そういうことも育てること、それが外交と表裏一体、それがあつていい外交ができることであり、また、そのいい外交をやるといふことが、さらに自分の国を愛する心、それにフィードバックをされていくといひますか、それにまた流れていく、お互いに影響し合つていくことであらうと思ひます。

ただ、外交がそもその愛国心をつくるわけではない。愛国心というのは、そもそも存在している。それは、家庭であり、社会であり、教育であり、いろいろなところから、まさに国を愛する国民が大勢いる、そこに外交が働きかけるということであると思ひます。そして、外交がそれをま

すまずレベルの高いといひますか、強いものにしていく、幅の広いものにしていく、そういう役割を外交は持っているというふうに思ひます。

○阿久津委員 今大臣の答弁を聞いていて、客観的に、冷静な方なんだというふうに私は思ひました。

実は、私、JFK、ジョン・F・ケネディというのは、私にとりまして政治のある種の原点で、小学校四年生のときにケネディの伝記を読んだ政治家になりたいと私も志したものでございます。私にとつての愛国心というのは、もうちよつと魂に近い部分からわき出るもので、血が体じゅうをめぐつて、そこから何か発散されるような形でわき上がってくる愛国心、そこからボランティア精神とかいふものが生まれてくると思ひし、外交においても、あるいは世界で活動するにおいても、毅然とした態度で、プライドを持って、日本人としての誇りを持って礼儀正しく生きる云々というふうなことは、そこからわき出てくるのかな、内面からわき出てくるのかなというふうに思ひます。

ちよつと一つ、別に嫌みではないんですけども、感じたのは、やはり本当は、私は、外務大臣というのは選ばれた議員、民間人ではなくて政治家になるべきだといふふうに今答弁を聞いていて思ひました。

というのは、やはり選ばれた政治家は有権者をバックにしているわけで、その有権者の熱い思いが何かの愛国心みたいなものとシンクロして、そこからわき出るところがエネルギーとしてすべての問題に突っ込んでいく、取り組んでいくところ、その何か情熱みたいなものがちよつと大臣に感じられないときがあるんです。

次の質問に移りたいと思ひますが、その質問というのは、イラクにおける日本外交官の襲撃事件なんです。

これは、実はもう四月月たつていて、四月月たつていてけれども真相究明がなされてないんです。私は、奥大使も井ノ上書記官も、外交官

として本当に愛国心を持った、ボランティア精神も含めて、熱いものを持った青年だったのかなと思っていて、その本当に前途有為な青年が亡くなった。川口大臣からすれば部下を亡くしたということだと思ふんですけれども、真剣にやっというしやるのかもしれない、あるいは表面的に冷静さがあるから冷たく見えるのかもしれないんですけれども、何か、もともとこの問題について情熱的に取り組んでいたかという思いがあるんです。

そこで、ちょっと伺いたいんですけれども、イラクにおける日本人外交官襲撃事件について、現時点での真相究明結果について、知り得る限り簡潔にお話をいただきたいと思うんです。

それで、テロではなくて、米軍による誤射ではなかったのかという説もあります。それがそうではないというのであれば、そうではない根拠も示して真相を語っていただきたいというふうに思います。

○川口国務大臣 イラクのことにつきましては、後で局長からきちんと話をさせていただきますけれども、一連の先生のディスカッションを伺って、先生はさぞかし情熱的な方でいらっしやるんだらうというふうに思うに至っております。

それで、外務大臣が政治家でなければいけないかどうか、これはさまざまな意見があると思います。世界の国を見渡したときに、政治家が外務大臣になっている国もあればそうでない国もあるわけです。外務大臣という仕事をする上で、例えばアメリカの例を見ても政治家ではないわけでございます。外務大臣という仕事、機能、それ自体が政治家であることを要求しているかどうかということ言えば、これは世界でいろいろな国があるわけですから、それはそういうことは言えないということでは現実が証明をしていると思います。

それから、日本において閣僚の半分までが民間出身でいい、二分の一未満でいいけれども、というふうな憲法でされているときに、いろいろな大臣の職がある中で外務大臣が政治家でなければいけ

ないか、それも私はそうではないというふうに思っております。これは、国民の意見を代表しているかどうかということ言えば、まさに国民の信頼の厚い総理が選んだというのが閣僚、政治家であれ政治家でなくとも、ということでありまして、その点で全く問題がない。閣僚個人が国民によって選ばれているということは必ずしも必要ではないというふうに私は思っております。

そういう意味で、私は、外交というものは冷静でなければいけない、パッションに押し流されて外交をやるということは一國の外交政策を誤るということになるというふうに思っており、常に自戒をいたしております。

それで、奥大使として井ノ上書記官、この方々についてこういうことが起こったということは本当に痛恨のきわみでございますけれども、いろいろ今調査等を警察にもお願いしてやられているわけでございます。その詳細については堂道局長の方からお話をさせていただきたいと思っております。

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

この事件につきましては、私も引き続き現地の関係当局とも緊密に連絡をとりつつ真相究明に努めております。できれば犯人を捕獲したい、こういうふうな考えておりますが、残念ながらまだ犯人の捕獲には至っておりません。

現在までに得られた種々の情報はございますが、それを勘案すれば、この事件はテロリストによる犯行の可能性が高い、しかも車の並走中に襲撃された可能性が高いということを判断しております。

御指摘がございました米軍による誤射説、これにつきましては、どのような根拠に基づくものなのか、全く明らかでございませぬが、私もいたしまして、そのような説にくみするものではありません。この事件発生直後から、私もいたしました。独自の情報収集を行うとともに、米軍、CPA、現地の警察などから情報提供を受けておりますが、米軍による誤射を示唆する内容のものは一切含まれておりません。

○阿久津委員 要するに、走行中というかと並走中に襲撃された、それは恐らく車の左側に銃弾が集中していたということからおっしゃっているんだと思うんですけれども、また警察の方からも補足があれば、後で何う時間があれば伺いたいと思うんですが、私なりに、時間経過に基づいて、少し自分で推測のノットをつくらせていただいたんです。それで間違っているところがあれば逆に御指摘いただきたいと思います。

私の考えを言えば、まず、二〇〇三年、昨年の十一月二十九日、現地時間十時ごろですね、奥大使及び井ノ上書記官を乗せたランドクルーザー、これはレバノン登録の防弾車で、日の丸、ナンバープレートはなかったというふうに聞かれておりますが、それがイラク人運転手により大使館を出発しました。ティクリートで行われる復興支援会議に出席するため、昼過ぎぐらいの現地到着を目指していたんだと思われませんが、ほかの参加者である米軍、CPA、NGO等のバグダッド在住の関係者も、国道一号線を通じて大体同じ時刻に向かっていたはずでございます。

それで、十二時ごろ、奥大使と上村イラク臨時大使が電話連絡をとっているということでありますので、それ以降に撃たれたんだらうと。それで、十二時過ぎ、奥大使と井ノ上書記官の乗った車が、ティクリートの南約二、三十キロ手前地点で襲撃される。第一発見者のハッサン・フセインさん、四十二歳、食料品スタンド店主と言われているが、発砲音を聞いたのは十二時三十分ごろ、バグダッド方向から走ってきた車がスタンドの手前で右に大きくカーブを切り、路肩を外れて六十メートルほど畑に鼻先を突っ込むようにとま

つた、すぐ後ろから米軍の車列が通り過ぎていったと証言していると言われている。イラク警察が到着をして、ティクリート病院へ搬送された。十四時ごろ、ティクリートで行われた復興支援会議の冒頭で、広報官のマクドナルド大佐が、二人の日本人とレバノン人が、ムカイシファの南四キロの地点で銃撃され、ティクリート病院へ運ばれたと

説明をしている。

ここまでは私の推測で、念のため申し上げておきますと、私どもの同僚議員の若林参議院議員や首藤衆議院議員もさまざまな推測をしてありますが、けれども、細かい部分で私と若干異なるところがございます。ただ、この推測で明らかに間違っていると感じるところがあれば、その根拠を示してお答えいただきたいと思います。いかがですか。

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の時間の経過でございますが、まず出発時点については、二十九日の午前十時ごろということでございます。レバノン登録車であったというよりもレバノン登録車の官用車で出発をいたしております。正午ごろ上村臨時代理大使と電話連絡をしたことが確認されております。事件はその以降に起こったということでございますが、時間については特定できておりません。

会議につきましては、米軍の民間支援部門の主催で行われた会議でございますが、この会議は正午ごろ参加者が昼食会を行い、その後、ティクリート宮殿というところで開かれたわけでございますが、その視察等が予定されており、何時までに集合という特定の時間を決めていたわけではないということでございます。しかし、私も承知しております限り、この会議には参加しておらず、ティクリート南方三十キロぐらいでその襲撃を受けたということでございます。

先生がおっしゃった点で、目撃者の情報でございますけれども、この目撃者の情報については確認されております。目撃者については、私も幾つかの証言について把握しておりますが、そのうち明らかに間違ったものもある。例えば、米軍が最初に言及した、両名が道端で買物をしていてときに襲撃された、車をとめているときに襲撃されたという目撃者情報があったわけでございますが、これについては明らかにおかしいというふうに私も思っています、確認しましたところ間違いの情報であった、こういうものも含まれ

てございまして、目撃者情報につきましては、先生先ほど御指摘の点、この点報道なされたことは私も承知しておりますが、それが事実であるかどうかということについては確認をしております。

また、マクドナルド大佐の発表でございしますが、これは、私も承知しておりますのは、最初の米軍の発表は二十九日の夜だったと思います。マクドナルド大佐の、報道官と申しますか、この発表についてはAFPで報道がなされましたが、それは会議の二日目ではないかというふうに思っております。

○阿久津委員 それでは、ちょっと細かい部分について確認をさせていただきたいと思うんですが、一つは、ランドクルーザーにナンバプレートがついていなかった、日の丸がついていなかったという部分なんですけれども、これは日本の常識でいえば非常に不思議で、いろいろな目的もあったと思うんですけれども、ナンバプレートと国旗を外していた理由は何か。なぜ外していたのか。それから、いつから外していたのか。いつからずつつけなくて行動をしていたのか。それからもう一つ、これは、遺留品というか、車の中にナンバプレートや国旗があったのかどうか。ナンバプレートに関する点についてお答えいただきたいと思います。簡潔で結構です。

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

ナンバプレートについては、外しております。これは治安上の理由により外していたというふうに承知しております。なお、すべての官用車がナンバプレートを外していたわけではなく、この被害に遭った車が外していたということでございまして、出発の前より外していたというふうに承知しております。

このナンバプレートは発見されておりますが、どこで発見されたかということについては必ずしも今申し上げることができないと思いますが、この点は、遺留品と申しますか、車の中で私も回収しておりますけれども、その回収場所につ

いて、当初その身元が判明することがなかったという事情がございますので、回収場所がどこであったかということについて、現在、その地点まで特定することはできない、こういう状況でございます。

○阿久津委員 私は、どこで発見されたというのは非常に重要なことだというふうに思っています。なぜそれが言えないのかというのが私には理解できないんですけれども。

今、外していた理由というのは治安上ということですが、私も、私は、治安上であるならば、むしろマイナスに働いていたとしたか、結果からいえば言わざるを得ないと思うんですけれども。

このナンバプレートと国旗を外していた事情をもっと詳細に調査していただいて、その調査結果について報告書を委員長に資料要求したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○米澤委員長 その件につきましては、理事会で議論をした上で、御要望に沿える場合は沿いたいと思います。

○阿久津委員 続けて、ハッサン・フセインさん、第一発見者と言われる方について伺いたいんですが、けれども、私が事前に伺った外務省の方のお話では、ハッサン・フセインさんの名前が確定されていない、そういう人物がいたのかどうかかわらないということだったというふうに思うんですけれども、第一発見者に事情聴取するというのは鉄則で、川口大臣のお話でも、これはイラク人の専門家による調査団を送って十分に調査しているわけですから、氏名、イラク警察への通報時間とか目撃内容などをお答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

このハッサン氏でございすけれども、これは報道によりそういう名前が出てきたということでございす。私も承知している限り、この人が第一発見者だったということを特定するものについては情報がございます。別途、目撃情報者、目撃者と名乗り出ている人がいるわけでございますけれども、この人はまた別の人でございまして、また別のことを言っているという事情にあり

ます。このハッサンさんの話というのは、先ほど申しましたとおり、そういう報道があるということでございますが、この点について、私も調査をし、総合的に判断をする必要があるというふうに考えております。

○阿久津委員 今の答弁でいえば、ハッサンさんに会っているのではないですか。つまり、ハッサンさんを含めて、ハッサンさんが第一発見者かどうかはわからないけれども、ハッサン・フセインさんを含めて何人かの人に一応は、川口大臣の命令で大使館を通じてイラク人の調査団が調査しているのではないのでしょうか。存在しているんですね、そのハッサンさんという方は。

○堂道政府参考人 存在しているかどうかはわかりません。私も接触をしているのは、接触と申しますか調査の対象としているのは、地元の一部族の方々、地元の方でございす。その中には一部名前が特定されている方もおられますけれども、多くの場合は名前が特定されております。

この方については報道で知り得たわけでございまして、私も、この人が第一発見者だというふうに認定はできない状況にございす。

○阿久津委員 どうもわからないですね。ハッサン・フセインさんを含めて事情聴取をしているはずですから、そのところをもう少し明らかにしていただきたいと思いますけれども。

それでは、何か聞くところによれば、パスポートが後から出てきたというふうに聞いているんですけれども、まず、テイクリット病院に運ばれたときにパスポートは所持されていたのかどうか、それから、なかったのだとすれば、パスポートは車内にあったのかどうか、パスポートは一体どこからどういう経路で遺留品として私どもというか日本の手元に戻ったのか、その点についてお話を

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

私も、第一報はまず米軍から受けたわけでございす。その時点で受けた第一報は、日本人らしき者が殺害された模様である、運転手はレバノンの運転手であった、こういう情報でございました。しかしながら、私も、この亡くなられた兩名がテイクリットに向かっていることを承知しておりますし、かつ、会議にも出ていない、連絡がつかないということで、何とかこれについては確認をしようという形で努力したわけでございす。その時点で早期に身元が発見できなかったのは、パスポートも含めて身元を特定するものが何もなく、この事情にありす。パスポートにつきましては、米軍が後で捜査の結果、地元民が保管をしていたというふうに承知をしております。

○阿久津委員 米軍が後で回収した、パスポートを持ってきたということだと思っておりますけれども、であるならばその時刻、それから、入手した現地人がわかるはずですから、その氏名を資料要求したいと思うんですが、委員長、お願いいたします。

○米澤委員長 堂道局長、答えられますか。

○堂道政府参考人 今幾つかの点をお答えいたしましたけれども、事前に通告をいただいていたわけでもございせんので、改めて、私もとしましては、この調査の結果についてきちっとした形で何らかの機会に御報告申し上げたいと思っております。

幾つか、先生がおっしゃった点も含めて、私も、疑問に思う点については多く同じものがたくさんございすので、そういった点を踏まえて、私もとしまして、断片的ではなく、しかるべき形で御報告を申し上げますように、引き続き調査等を行っていきたく考えております。

○米澤委員長 阿久津君、よろしいですか。

○阿久津委員 はい。

そうしたら、パスポートを回収した時刻、入手した人の名前、それから、今まで全貌がわかりま

せんので、それに加えてCPAから日本政府に送られた外交官殺害事件に関する報告書があると思うんですけれども、その報告書、さらに、これまでの議論の中で、今まで公開されていない未公開の八枚の被害車両の写真、これについて、ぜひ委員長に資料要求決議を求めたいと思いますので、よろしく願います。

○米澤委員長 理事会で協議の上、要求してみます。

○久津委員 ありがとうございます。

もうそろそろ時間になってきたんですけれども、私は、たまたまテレビをひねりましたら「戦火の勇気」という映画をやっていました、これは一九九六年のアメリカ映画で、デンゼル・ワシントンとメグ・ライアンが主演の映画なんですけれども、この映画を見て非常に感じた部分がありました。

それは、実はこの映画の主人公の一人である将校が、戦場で誤って乱戦の中で味方の戦車を撃ってしまったんです。自分の同僚を殺してしまった。それをずっと言えずに悩んでいたんですけれども、最後、しっかりとした形でそのことを告白して、御両親におわびした。御両親はそのことを是として、報告してくれたことに感謝をしたという映画なんですけれども、私は米軍誤射にこだわらなければならないんです。むしろ心の中では、米軍誤射でなければいいな、それがこの場で明らかになればいいなという思いで質問させていただきました。しかし、恐らくこの委員会に出席していらっしゃる多くの方々は、米軍の誤射説というのを完全に否定する説明はなかったというふうにお感じになったと思うんです。

私は、米軍が誤射することはやはり戦闘地ではあると思うんです。あるいはテロだったかもしれない。ぜひ、その真相究明を、まさに愛国心を傾けていただいて、全身全霊の最大出力でやっていただくことを川口大臣にお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○米澤委員長 次に、中野議員。

○中野(護)委員 民主党の中野護でございます。きょうはよろしくお願ひ申し上げます。

きょうは、在勤手当も含めまして、外務省の特別に在外公館のあり方についてお伺いをしたいと思います。

まず、川口大臣にお尋ねいたしますが、非常に素人っぽい質問で恐縮でございますけれども、大使館ないし在外公館の役割というものはどのようなふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○川口国務大臣 一言で申しまして、在外において日本国を代表するというところでございます。

○中野(護)委員 その際、よく問題になることが、在外公館がどれだけの情報収集能力があるのかというところでございますが、川口大臣は、在外公館の情報収集能力というものをどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。または、今在外公館の情報能力というものが全般的にどのくらいであるというふうにご認識をされているか。ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○川口国務大臣 今、百点であるというふうには申しません。情報収集能力といっても、ただ存在するものをとってくる、聞いてくるということだけでは、問題意識を持って日本に必要な情報を必要な角度からとってくる、なおかつ、我が国が考えていることをきちんと相手に伝える、それをその方向に動くように説得をする、そういうことが全部合わせて広い意味での情報を扱う能力であるというふうには私は思っております。

そういう観点からいったときに、百点であるとは言いませんけれども、私はかなりいい線にいつているというふうには思います。もちろん、これは公館によって差があるということも否めませんけれども、大きな国にある大使館はそれなりに、また小さな国にある、発展途上国等にある大使館もそれなりの存在感を持って、私は、現地の国において政府との間であるいは広く社会において活動しているというふうには評価をしております。

○中野(護)委員 そうしますと、今百八十強の在外公館があると認識をしておりますけれども、そ

の中で、例えばこの大使館はなかなか情報収集能力、または、大臣おっしゃったように、情報にもいろいろありますが、ただそこに転がっている情報じゃなくて、もう少し高度な情報をしっかりとこういふ大使館なり在外公館はとっている、逆にこの地域のこういう大使館なり在外公館はちよつとその辺の情報の収集能力がほかの比に劣っているんじゃないか、そういうような全般的な、在外公館を一つ一つ見たときに、本省として情報交換の評価というか、在外公館の評価の一つとしてそういうものをやられているのでしょうか。もしあれば、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

○川口国務大臣 大使館と直接に常に接触を持っているというのは地域局であります。あるいは、機能を担当している局にあっては、その内容について幾つかの大使館とコミュニケーションを持つというようなこともやっております。いずれにしても、それぞれの担当の局において、常にコンタクトを持ちながら、そういうことは評価をしながら仕事をしているということなんです。

広い意味では、監察、査察ということの一環として、大使館の運営の仕方、仕事の仕方、現地に對する影響力、かわり合い方といったことをまとめて評価をしているということをやっております。

○中野(護)委員 今の御答弁で、とにかく大使館というのは国の最前線のところで活動をしている、そしてその中で情報を収集することというの、一つの大きな役割だということに私は理解をさせていただいたわけですから、私には理解をさせているというわけですから、そのときに、今回の在勤手当を含め見直しなんですけれども、この在勤手当を見直すときに、毎年定期的に報告書というものが在外公館から出てくるということでございますが、川口大臣はこの報告書というものを過去ごろんになったことはございますでしょうか。

○川口国務大臣 報告書そのものは見ておりません。これは、それを整理して外人審に報告をするというようになっております。そういったまとめ

た形では見たことがあります。

○中野(護)委員 そうしますと、まとめた形の内容というものは主にどういふものであるか、今こ

こで大臣の方から御答弁をいただければと思ひ

ます。

○川口国務大臣 これは非常に細かい内容でござ

いますので、官房長から答弁をさせます。

○北島政府参考人 委員御指摘の点は、在外公館名称位置給与法第七条に言及されているものだと思いますけれども、在勤諸手当の額の改定、それから制度改正、こうしたものを検討する場合の基礎として、各在外公館に對しまして、任地の物価指数、任国通貨の為替相場、それから任地の勤務、生活環境等に関する各種のデータ、情報、そうしたものを定期的な必要に応じて随時報告させているというところでございます。

こうしたデータや情報を取りまとめて外務人事審議会に對して報告しているというところでございまして、外務人事審議会に對しまして在勤諸手当の現状や課題について説明を行うことによつて、この審議会が毎年勧告を策定するに当たつての判断材料にするようにしているというところでござい

ます。

○中野(護)委員 そうしますと、今の答弁でいいますと、在外公館から本省の方に資料が上がつてくると。その中で、その資料を本省でまとめ上げたものには川口大臣は目を通されているという認識でよろしいんでしょうか。

○川口国務大臣 そういふものをまとめたものを見たことがあるというふうには申し上げたわけ

です。

○中野(護)委員 そうしますと、大臣がそういうものを見て、恐らく同じものを審議会の方に出しになっている。ただ、まとめ上げたものは見ていないが、そのまとめ上げる手前のものはどうやら見ていらっしゃるに、外務審議会の方も見ていないというときに、実は私、今回、いろいろと資料をぜひ見せていただきたいということでお願いをしまして、今出ております、例えば物価

ですとか為替レート、あとは現地の住居手当に関するそういった資料なんというのをいろいろ見せていただきましたが、例えば為替レートでいえば、これは別に現地でとらなくてもいいような一枚紙のものが毎週来ております。そして、物価指数にしましても、現地の細かい詳細というよりは大きな詳細、これはやはり特に現地から上がってこなくてもとれるような情報、先ほどの大臣の言葉をかりて言うならばいわゆる基本的な、私の言葉で言えばその辺に転がっているだれでも安易にとれる情報であるというふうな認識をさせていただきます。

そして、その中で、在住の住居手当というのがあります、外務省から出していただいた資料で、例えば、アメリカ、中国、タイ、フランス、ブラジル、エジプトという六つが、今回のこの改定のサンプルというか、出ておまして、一等書記官クラスは幾らから幾らになるよ、そして大使は幾らから幾らになるよということ、その六つと、あと私がちょっと経験がある地域で、ほかにラオスやベトナムやカンボジアについて、そういった資料をちょっと拝見したいということをお願いいたしました。

そのときに、総じて言うならば、例えばアジア諸国でいえば、どうやら、正直な話、余り現地の状況をおわかりじゃないのかなという印象を受けました。というのは、例えば、カンボジアの例を一つ挙げさせていただきますと、カンボジアで住居手当というもので、上限はありますけれども、実際に幾らぐらい在外公館から支出をしているかというときに、一番安いところで大体四千ドル弱なんです。

それで、一番高いところで六千五百ドルでございますが、これは、カンボジアでいえば、大使館があるところはプノンペンでございますから、プノンペンという地域は二キロ四方ぐらいの大ききでございます、その中で家を借りるときに、ここに部屋数や平米数や、またはアパート、または独立というふうに書いておりますが、逆に、四千

ドルとか六千五百ドルとか、こういう金額で家を借りるというのは、これは非常に至難なわざでございます、そういうものがあるという認識は私はないんです。

これは、裏を返しますと、私たちがNGOでやっているときは、普通に活動していれば、どのくらいの大きさのところを、これは日本を除きまして、大使館の方がどのくらいの金額で借りているとか、NGOの人たちがどのくらいの金額で借りている、そういうものがこれは自然と情報として集まってくるわけですね。

そうしますと、最低で例えば四千ドルというところですけども、この平米数でいくと、大体千ドルから千五百ドルぐらいのところ、非常に大きな家が借りられるわけでございます。それが最低四千ドルから始まって六千五百ドルまでというところ、特にきらびやかなところに住んでいるわけはないわけでございますから、これは情報がいま一つとれていないのではありません、基本的な情報すらカンボジアの大使館がとれていないのではないかなというふうに感じているわけですが、こういった認識については川口大臣はどのように思われるでしょうか。

○達沢副大臣 委員、カンボジアの例を挙げて住居手当のことについて言及をいただいたわけでございますが、我が方といたしましては、住居手当の限度額でございますけれども、当然のことながら、各在勤地の住宅事情や家賃水準、とりわけ主要各国の外交官の方々がどういった家に住み、また家賃がどの程度であるか、同時に日本企業駐在員の方々の住居の家賃水準等々を十二分に調査をする、それを勘案しながら厳正に設定をしておるということを最初に申し上げさせていただきますというふうに思います。

そして、その限度額の引き上げ、あるいはまた場合によっては引き下げられることもあるわけでありまして、ちなみに十六年度の限度額の改定におきましては、四公館において引き上げ、そして引き下げられたのは九つの公館でございますが、

先ほど委員御指摘をいただきましたカンボジアにおきましては、平均七・五％の引き下げをさせていただいておるところでございます。したがって、十二分に現地の水準を調査しながら的確に毎年対応していくということを改めて申し上げます。

○中野(護)委員 今御答弁いただきましたけれども、今の答弁自体が現地のことが全然わかっていないということでございます。七・何％下がったとか下がらないとかという問題ではなくて、もと基準額が高いときに、それがなぜ高いかというところをわかっていない。本省が、またはその在外で働いている方々がしっかりと地に根差して活動をしていけば、常識的にこんなに高くなるはずがないよということ、それは貸し主の方とネゴシエーションをするということではあるわけでございます。私がついていけるのは、同じ家を借りるのであれば、私たちなら千ドル、千五百ドルで借りられるものが、なぜ在外公館の職員だと四千ドルなり六千五百ドルにはね上がるか、この事実に対してどういうふうな認識を持っているかというのを聞いていたわけですが、川口大臣、御答弁をいただけてますでしょうか。

○達沢副大臣 現地の御事情に大変詳しい、またさまざまな情報をお持ちの委員からの御指摘でございますので、十二分に、特に御指摘をいただきましたカンボジア、また毎年見直しを行っているわけでありまして、厳正に審査をさせていただきます。

なお、加えて申し上げさせていただきますと、平成十五年度より、家賃の一定割合をその家に実際に住む省員が自己負担をする、そういう制度を取り入れたわけであります。したがって、御理解をいただけたと思いますけれども、より安価な家賃の物件を探す、そういうインセンティブをぜひドライブさせる必要があるという意味で、そういった制度を取り入れさせていただきました。いずれにいたしましても、適正な家賃水準の確保にこれからも努めてまいりたいと存じます。

○中野(護)委員 どうやら私の説明が悪いようで、なかなか議論がかみ合わないようです。私が言っているのは、普通にAさんという方が、この家がある、この家をお借りしたいんですけれども幾らですかというときに、千ドル、千五百ドルぐらいで借りられるものが、外務省が、外務省というか在外公館の方が行かれると、それが三倍ぐらいにはね上がっているケースがありますよということなんです。

ただ、はね上がっているときに、これはお金の問題じゃなくて、その地域の情報がわかっていれば、例えば四千ドルと言われたときに、四千ドルはちょっと高いんじゃないのかなというところが情報として得ているか得ていないかということを私は言っているわけでございます。

そういう意味でいくと、大使館の情報の収集能力というのは非常にまだまだ低いのではないかと、いうふうには私は思っております。多少そこは川口大臣と認識が異なると思いますが、その辺のところも含めて、ぜひとも外務省には、大使館の機能も含めて、情報収集のそういった機能をもう少し充実をさせていただきたいと思っております。

続きまして、情報ということとちよっと関連をしてお聞きをしたいと思います。それは、まず一つ、イラクの問題なんです、日本の援助の関係でございます。

昨年、十五年度ですか、十五年度からスタートをしておりますイラクの支援でございますけれども、過去の答弁で川口大臣が、日本の援助でつくられた発電所がイラクに存在するという、そしてまた日本の援助でつくられた病院がイラクに存在をするという答弁をされておりますけれども、この発電所の名前と病院の名前をぜひとも教えてください。

○川口(国務)大臣 まず、私は、基本的に手がけたという言葉を使っているつもりでございます。日本がつくったということとは意識としては言っていないつもりでございます。注意をされているつもりですが、何かの関係でそういうことを言った

ことがどこかであるかもしれないけれども、基本的に手がけたと申し上げております。それで、名前についての御質問でございますので、これについては政府参考人から答弁をさせていただきます。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

まず、六つの発電所でございますが、順次申し上げますと、タジ・ガスタービン発電所、モスル・ガスタービン発電所、モスル水力発電所、ハルサ火力発電所、アルムサイブ火力発電所、ダーバンディカーン水力発電所ということでございます。それから、十三病院でございますが、ナシリヤ総合病院、ナジャフ教育病院、ディワニヤ総合病院、サマワ総合病院、サドル総合病院、ザハラ総合病院、カドミヤ教育病院、ラマディ総合病院、ティクリット総合病院、アザデ総合病院、リザガリ教育病院、アルラジ総合病院、アサデ総合病院。

以上でございます。

○中野議員 先ほど無意識のうちにというような感じのことをおっしゃっていただきましたけれども、私、この間、イラクの特別委員会でも外務大臣に質問をさせていただきましたが、そのときに、過去の答弁で、外務大臣として石破防衛庁長官として谷垣財務大臣が、過去につくったという発言をしていることを申し上げたと思っております。そして、この間のイラクの特別委員会におきましては、私は、つくったと手がけたというのは同じことでしょうかというふうに大臣にお聞きをしましたら、そうでございますというふうな答弁をいただいていると思いますが、それは違いましたでしょうか。

○川口国務大臣 そうでございますというふうに申し上げたというつもりはございませんで、いろいろな意味でかわつていて、広い意味ではつくったということかもしれません、手がけたという言葉を使っているわけでございます。

○中野議員 特別委員会での質問で、私は、「手がけた」という言葉と、過去、つくったという言葉と、何かこれはごっちゃになっているように感じ

ますが、政府がつくったものと政府がつくっていないものというのは、これはしっかりと理解をされているかどうか」ということで、川口大臣にお伺いをいたしました。

それに対して、大臣は、「手がけた」としてつくった、そういうようなことで申し上げているということでございます。というところでございますから、これは私の日本語の理解能力でいいますと、手がけたということはつくったということであるというふうに理解をしておりますので、このところはしっかりと、過去、つくったのかつくっていないのかというところをしっかりと答弁をいただかないと、これ以上私もちょっと質問をすることができないと思いますので、よろしくお願いたします。

○川口国務大臣 普通、日本語で手がけたと言ったときに、それは、つくったということの意味する場合もあるかもしれませんが、それを、イコールではないということだと思えます。まあ、言葉の問題ですけれども、そのときに私が申し上げたわけでございます。手がけたことはつくったという意味ですと申し上げたつもりはございません。

○中野議員 我が国が、我が国がです、我が国がこれまでに手がけたと。これは私企業もみんな含めて我が国というふうにとるのかどうかという、これも私非常に理解に苦しむわけでございますが、私が言いたいのかといまして、これは情報能力のことでございまして、最初は、これは正直言つて、外務省は自分たちでつくったと思つていた部分があったわけですね、発電所にして

も。そして、病院にしても、病院自体を日本の援助でつくったというふうに最初は理解をしていたわけですね。それが、実は病院の中の資機材は供与をしているだけけれども、病院自体は実は日本でつくつていなかったというのが後からわかつたものだから、今そういう論議のすりかえをしているのではないんですか。

○川口国務大臣 私は、十三病院について前から話がありましたので、日本がどのようなかわり合いを持ったかということは大分前に質問をして、それは建物をつくつたということではないというところは、私自身は承知をいたしております。そういうことで、必ずしも、つくつたという意味で、私は物事の言葉、手がけたという言葉を使つていたということではございません。

○中野議員 これは、結局のところは、情報がとれていない。それで、つくつた、手がけたという言葉のすりかえをしてやっておられるということでしょうか。

これは、例えば、この間の古田経済協力局長の答弁でも、その前でも、我が国が立つて立ち上げた病院と言っているわけですよ。そして、この間も、最初に私はこの病院というのは十三カ所我が国がつくつたんですかということをお聞きしたら、最初は我が国の援助でつくりましたという答弁をして、その後で、いや実は違いましたというふうな答弁で、中の資機材はやりましたけれども病院自体は日本の援助ではやらないというふうな答弁をしている。この辺のところ、局長自身が大体そういうふうな認識をしていないということ自体が問題じゃないかと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えですか。外務大臣、答えてください。

○川口国務大臣 私がどうしてこれについてお答えをするのかよくわかりませんが……（中野議員「トップリーダーでしようが、外務大臣が」と呼ぶ）外務省の人間は、イラクの状況について、経済協力についてはきちんとして、これはもうイラクにおいて武力行使が終了した後から、直後から、いろいろなことを勉強をし、話をし、これについて情報も持っているわけでございます。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

前回のやりとりについて、ちょっと私もドラフトを見ておるんですが、私の言い方は、手がけたという言葉を使っておりますが、十三病院について、補足させていただきますが、十三病院につ

ては機器について円借の対象にしておるということとを申し上げた次第でございます。それから、発電所につきましては、一カ所が円借款、それから他の五つの発電所は民間ベースのものであります。日本の企業が受注をしてつくつたというふうに申し上げます。

○中野議員 この間の委員会でも私申し上げましたけれども、古田局長が参議院の二月五日の委員会でも、我が国が立つて立ち上げた十三病院という話をしていただいております。そして、一月の二十九日は、これはイラク特設石破防衛庁長官が、「医療について申し上げれば、日本の援助でつくりました病院」というふうに言っているわけですよ。これは手がけたとかつくつたという問題じゃなくて、病院をつくつたというふうに答弁をしているわけですね。

この情報自体は一体どこから出てきているんですかというのを私は聞いていたわけですよ。その情報が正確でないときに、いや、それは手がけたとか、いや、それはつくつたとか、言葉のあやですみたいなことを大臣が答弁するというのは、私はどうかと思えますよ、それは。

その辺について、私がなぜ川口さんに聞いているかという、外務省のトップは川口さんじゃないですか、トップのリーダーシップとして、こういう問題については、しっかりと情報がとれていないのであれば、とれていないのかどうかということとを精査するというのは、トップとしての仕事だと私は思っていますから、大臣にお聞きをしているわけですよ。

○川口国務大臣 イラクの復興については、もう本当に時間、二十四時間以上、一日二十四時間以上を使って外務省は取り組んでいるわけでございます。情報収集ができていないというふうなことは全くないということでございます。

○中野議員 私は、情報が錯綜しているときには、その情報の精度をどういうふうに上げていくかということをお聞きしているわけですよ。イラクのサマワの評議会があつたとかないかという話

も同じですけども、そのときにとれた情報と後からとった情報が違う場合には、そのときに誤りだったら、誤りでも結構ですよ、誤りというのを認めたらどうですか、訂正をしてくださいよ、そこは。

○川口国務大臣 情報がたくさんあるということ、もちろん今も情報過多の時代ですから、いろいろあるということであります。

そして、情報がたくさんあるときには、おのずからぶつかる、違う、相矛盾する情報もあるかもしれない、それは精査をしていくということであると思います。それから、情報がたくさんあるときには、おのずからブライオリティーをつけて重要なものからやっていくということであると私は考えております。

そういった情報を扱うときの、あるいは仕事をするときの基本的なアプローチ、これを使って外務省の職員はやっているわけでございまして、手がけたということについては、これは手がけたということであるわけでございます。

○中野議員 たかだかあの病院をつくったか、つくらないかとか、あの発電所をつくったか、つくらないか、これは最低限の情報ですよ、私に言わせていただければ。現地で活動していれば、どの病院がどういう背景でできているとか、そこにはどういう援助が入ってきたのかという経過というもの、大使館の職員だつてわかっているはずですよ。私だつてカンボジアでやっているときは、どの病院が、どういう背景である、いつぐらいに建ったというのは、それは自然と情報として上がってくるわけですよ。

それが、こういうふうな、つくったか、つくらないか、よくわからないという最低限の情報も、それないままにこういうプロジェクトを上げていくという自体、それを三日か四日ですかね、そういう短期間でこの予算を通していくという自体が、これは外務省としては、プロジェクトの精度がなかなか上がらないということではないかというので、私は情報の精度はどうなんですかと

いうことを聞いているわけですよ。それに対して外務大臣はお答えにならないみたいですから、それは外務大臣のリーダーシップがないというふうには私は理解をさせていただきました。

そうしますと、イラクのパトカーについてなんですが、これは、イラクのパトカー、これも似たような案件でございませうけれども……（発言する者あり）いや、答えないですからね。お答えになりますか、それ。誤っていたのか、誤っていないのか。情報が錯綜しているという問題じゃないんですよ、ブライオリティーとしていつたつて、このプロジェクトを立ち上げてくる段階で、この病院はこういう背景の病院かという最低限のこと、じゃ、理解ができていないのかということですよ、私が言いたいことは。

○川口国務大臣 日本語の問題だと思ふんですけども、手がけたということは手がけた、つくったということも、何もそのどんがらを立ち上げたということを一〇〇％意味するわけではない。そういう幅を持って日本語を使っているということであると思います。中には、勘違いをする、あるいは状況によつて言葉を一瞬間違うということはあるかもしれません。それはそういうことが全くないということをお願いしているわけではなく、私自身そういう中でつくったと言ったことはあったかもしれないということも前に申し上げているわけでございます。

いろいろそういう中で、情報についてはきちんと持つて、そして先ほど申しましたように、ぶつかる情報については整理をし、ブライオリティーをつけてやっているということをお願いしているわけですよ。きちんとその手がけたという言葉あるいはつくるという言葉、それはいろいろ幅の広い言葉であると思っております。

○米澤委員長 ちよつと速記をとめてください。

○中野議員 速記を起してください。

○中野議員 答弁を訂正するんであれば訂正

していただいても結構ですが、委員長もこれ以上簡単に言うんですが、私たちの常識でいくと、この病院をつくったと言え、それは建物をつくっているわけですよ。そういう答弁が過去にあった場合に、いや、それはつくった、手がけた、どうのこうのみたいな言葉の問題ではないかと、言つても私はこれは理解できませんので、逆に私にわかるようにぜひとも説明をしていただきたいと思ひます。

○米澤委員長 川口大臣、わかるように説明してください。

○川口国務大臣 古田局長の方から答弁をさせます。

○古田政府参考人 先ほど前回の議事録について付言させていただきましたが、改めてこの発電所それから病院に関して申し上げますと、まず六カ所の発電所でございしますが、これはいずれも日本の企業がかわつておるわけでございしますが、そのうち我が国の有償資金協力により援助を行ったものはハルサ火力発電所でありまして、残りの五カ所は、日本からの援助ということではなく、日本企業が受注したということとございまして、そういう趣旨で手がけたという意味で申し上げていると思ひます。

それから、十三病院でございしますが、これは医療機器については我が国が有償資金協力により供与いたしておりますが、建設そのものは有償資金協力とは別に我が国の企業が建設しておることとでございます。したがつて、前回の私の答弁では、我が国が手がけたという言葉は、日本国政府の有償資金協力、それから日本企業もかわつておるということと手がけた、かわつたという言葉をかわせていただきました。

○中野議員 つくったは。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

前回のやりとりの中で、私自身つくったという言葉は、ざつと見る限り、手がけたとかいう言葉は使っておりませんが、私自身でそういう言葉は使っておりませんというふうに承知しておりますし

て、手がけた、あるいは円借款で何をした、こういう部分は民間ベースのものというような答弁をさせていただいております。（中野議員「立ち上げたは、病院を立ち上げた、立ち上げたというのはどうなんですか」と呼ぶ）今手元にあるこの前回の議事録では……（中野議員「参議院の二月五日」と呼ぶ）まず、前回の答弁では立ち上げたという言葉は使っておりませんが、私の言わんとする趣旨は、日本国政府の有償資金協力と日本企業の受注ということ全体として日本が手がけた、あるいは立ち上げたという言葉を使つておつたというふうに思つております。

○中野議員 何度も時間稼ぎのように時間を使つていただきたくないんですが、古田局長も、かつて立ち上げたの二月五日の参議院の委員会話しているわけでしょう。そして、防衛庁長官も、医療については「日本の援助でつくりました病院」というふうな言っているわけですよ。これは建物をつくつたと言っているんだつたら、これは建物をつくつたというふうに普通は理解するんじゃないですか。それを、言葉がどうのこうのと言ふのは、これは答弁としては非常に誠実さを欠いておりますから、これ以上は僕は質問できません。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

二月の五日の参議院の財政金融委員会でございますか、そのときに私が使いました言葉は、「我が国がかつて立ち上げました」という言葉を使つておりまして、「我が国が」ということの意味は、日本国政府の有償資金協力とそれから日本企業の受注による建設、全体ということの意味で御答弁申し上げたつもりでございます。

○中野議員 外務省は外交のプロなわけでしょう。そして、経済協力局というのはその中で援助をするプロですよ。プロが、その「我が国」という中に企業も全部含める、そういうようなので、たのめを言うこと自体が、私はこれは納得できませんから、これ以上は質問できません。

○米澤委員長 外務省、答弁されますか。古田局

長。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

言葉の使い方、意味内容についての御質問でございますので、私の答弁の真意を先ほど来申し上げておるわけでございまして、私としては、我が国が立ち上げたということの意味として、我が国政府の有償資金協力が我が国企業ということを含めて、含意しておったということでございまして。

また、現実に、この十五億ドルの具体的な執行段階で個々のプロジェクトを洗っていく中で、そういった日本の有償資金協力、あるいは日本の企業が現実に建設を行ったという経験が、どこをリハビリしたらいいのか、どこに損傷を生じているのか、そういった議論に大変有効になってきておるわけでございまして、そういった意味で、日本がかかわった、あるいは我が国が立ち上げたということ、この分野についてできるだけ緊急に対応していきたいということで作業をしてきておるわけでございまして、そういった思いでこの言葉を使わせていただいております。

○中野(議)委員 そうしますと、一月二十九日の石破防衛庁長官の「日本の援助でつくりました病院」という、これは誤りというふうに理解してよろしいんですね。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

石破長官がどういう含意でどういう言葉をお使いになったか、私自身がここでコメントをするのは適当ではないと思います。

○中野(議)委員 これ以上やっても堂々めぐりであって、要は情報とれていないということも私も十分にわかりましたので、次の質問に移らせていただきます。

パトカーの供与なんです、六百二十台のパトカーをまず供与するというところでこのプロジェクトを立ち上げて、それが一月の後半から二月にかけて実際に始めているということでございますけれども、まず相手国との間に無償資金の協力を取りつける、その中でこのパトカーの供与に関しての書簡をつくるというところ、それから

相手国に対して調達代理人を一つ選定して、その調達代理人を介してこのプロジェクトを行っていくというふうな理解をしているんですが、それではよろしいでしょうか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

御指摘の警察車両の供与計画でございますが、一月十六日に在イラク日本大使館とそれからイラク内務省との間で書簡を交換しておりますし、その附属文書、イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領もその一環としてございまして、これに基づいて実施されておるわけでございまして、その中で、イラク内務省とそれから日本政府が推薦する調達代理機関の間で調達代理契約を行うことというところその書簡の中に書いてあるわけでございまして。

○中野(議)委員 調達代理契約を結ばれているのが、財団法人の日本国際協力システムでしてはどうか、いわゆるJICSというところだと思えますが、JICSが一月に入札を行って、住友商事と三菱だと思えますけれども、二社をその入札の業者として選んだ。そして、このプロジェクト全体の流れなんですけれども、確認をしたいんですが、日本で、価格が安いということで、六百二十台が千五百五十台でしようか、ふえた。これを日本で生産して、それをイラクに持っていくってイラクの内務省に渡すところまでがこのプロジェクトの終着点でよろしいんでしょうか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

一般競争入札は先月行いまして、そして業者契約が締結されておるわけでございまして、現在生産を行っているところというふうに承知しております。最終的には、バグダッドの内務省に車両が納入されるということでございまして、納入した後その車両の配付は内務省の責任において行われるということでございます。

○中野(議)委員 そうしますと、まず日本から車のメーカーに生産をお願いして、それを船積みまして、それでバグダッドまで持っていく、この一連の流れは、これは商社がその流れを負う、責任

を負うということではよろしいんでしょうか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

業者契約というものが締結されておりますので、それに基づいて業者が責任を持って納入するということになるわけでございまして。

○中野(議)委員 そして今度、船積みで、向こうで、今度はイラクに着いた、イラクに着いてから引き渡しというところの段階では、責任はどちらが持つてこのプロジェクトを進めていくということになるんでしょうか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

内務省に引き渡しを行うところまでは、あくまでも業者契約に基づく業者の責任ということでございまして。

○中野(議)委員 そうしますと、業者にお願いをすればそのまま内務省に持つていくと。内務省に行つた時点で、その後、二十七都市には内務省が独自にそれを配付する。配付をしている先の、このプロジェクトのいわゆるモニタリングというのとはどこがやるんでしょうか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

一つは、具体的にどこにどのように配付されたかということにつきましては、まずイラク内務省から報告書が提出されることになっておりまして、これを確認することになるモニタリングというのがございまして。

それからもう一つは、このイラク内務省の代理として調達代理人が指定されておるわけでございまして、その調達代理人との契約に基づいて、現地の調達代理業務をクラウンエージェンツ、これはイギリスの機関でございますが、これが担当いたしております。このクラウンエージェンツが配付先からの受領書のチェックを行う、あるいは幾つかの現地に赴く、これは全部の場所に行けるかどうかは必ずしも定かではありませんが、現地にも赴いてチェックをするということによるモニタリング、この大きく二つのことを想定しております。

○中野(議)委員 それをモニタリングとは私は呼

ばないと思います。

それで、今、クラウンエージェンツという話が出ましたけれども、じゃ、クラウンエージェンツとJICSとの間で、どこの地域にモニタリングで現場まで赴くのかということ、契約書の中にこれは入っていますか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

JICSとそれからクラウンエージェンツの間の契約書でございますが、具体的にどこどここの場所ということは指定してございませぬが、ツリー・コンファーム・ザ・デリバリー・オブ・ザ・グッズ・アット・ザ・サイトということで、サイトでデリバリーを確認すること、具体的には書いてございませぬ。

○中野(議)委員 では、サイトと言いますけれども、このサイトというのは、二十七都市のサイトなのかそれともバグダッドの内務省なのか、どちらかというと、これはバグダッドの内務省という理解でクラウンエージェンツは契約をしているんじゃないんですか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

このサイトについて、私どもの理解しておりますところでは、これは現地ということでございます。

○中野(議)委員 外務省が理解している、理解していないじゃないんです。これはクラウンエージェンツがどこまで理解をしてこのコントラクトをJICSとの間に結んでいるかということ、ございまして、私もこれはいろいろと資料を見させていただきまして、どこにもこのプロジェクトの内容が書いていない。内務省まで持つていくということはすべての業務の中で書いてあつても、その後二十七日カ所というふうな配備をしていくのか、そのときにどういうふうなどの業者、または調達代理人を含めましてどのエージェンシーがかかわっていくかということ、これは書かれていないわけですよ。ということは、これは外務省からしてみると、とにかく車をつくつ

た、それで向こうに持っていく、内務省に渡して、はい終わりというプロジェクトじゃないですか。

もう一つ伺いたいのは、現地ではクラウンエージェンツがこの業務のインフォメーションを集めてくる、そして現地に行くまでは商社がやる。では、このJICSという団体の存在意義は一体どこにあるんですか。

このJICSがこのプロジェクトにおいては二億三千万円で契約を請け負っているわけですね。そして、JICSからクラウンエージェンツに約一億八百万円。ですから、大体一億三千万円ぐらいですね。これは何で、一億三千万円にかかるんですか。みんな、もとは全部商社に任せて、今度、後は内務省にお任せをします。どこに一億三千万円もするような仕事があるかというのかというのをぜひとも教えていただきたいと思っています。

○古田政府参考人 まず、最初の点について御答弁申し上げます。先ほど申し上げましたように、バグダッド以降の配付はイラク内務省の責任において行うということでございまして、これをJICSがフォローするということになるわけでございます。それから、先ほど申し上げましたように、内務省からの報告書も私どもとしては見せていただくことになっているわけでございますから、これもフォローアップの一環であるということでございます。

それから、調達代理機関の費用でございますが、必要業務にかかわる費用を過去のいろいろな案件の例を踏まえて計算しておりますが、特にJICSにつきましては、入札にかかわる一連の業務、国内での種々の調整業務等を行うわけでございます。こういった過去のこれまでのJICSの経験を踏まえて積み上げたものでございます。

○中野(議)委員 その過去の経験に基づいたという積み上げで、この一億三千万というお金が適正かどうかというのは、これはどこが判断するかと

いうのは、ひとつ、川口大臣、これは問題だと私は思います。

あと、このJICSを選んだ背景としては、伺っているところによりまして、外務省がJICSに直接どうするかということで、特にその間で入札をしているわけでもなくてJICSを選んだというふうに向っておりますけれども、これはそういうことでよろしいんでしょうか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

財団法人日本国際協力システム、JICSでございますが、これは、我が国の経済協力分野のうち二国間贈与事業を中心とする事業の適正かつ効率的な実施に協力することにより、一層質の高い国際協力を推進し、もって世界経済の発展と友好に寄与することというを目的としてでき上りました公益法人でございます。

このJICSは、我が国では唯一の中立公正かつ能力のある調達代理機関というふうに私どもは認識しております。そういった能力のある機関として、調達をめぐる被供与先それから我が国政府との間の連絡調整を円滑化することを期待して、イラクに対して本件についてJICSを御推薦申し上げたという次第でございます。

○中野(議)委員 唯一ということは一億三千万円、車を商社に運ばせて、向こうで内務省に渡して、中で一億三千万円だけというのであれば、私もぜひこういう仕事をしたいという気がします。

川口大臣にお尋ねをしたいんですが、大臣もたしか民間の経験がおりだと思えますが、今の話の中で、入札をして、それで商社を選ぶ、その商社がバグダッド、内務省まで車を持っていく、その後は内務省引き渡して、内務省に仕事をやってください、向こうの現地でのコーディネーションは別のエージェンシーにお金を払ってやってもらいますよということ、この全体的なコーディネーションをする中で、JICSという団体が一億三千万円で仕事を請け負うというのは、これは民間の考え方からいって、これは高いと思いま

すか、安いと思えますか。わかりますか、これ。

○川口國務大臣 一億三千万円が高いか安いかわからないことですが、これは、今イラクにおいては大変に、情報収集あるいは連絡、そして人をヨルダンまで派遣したり、いろいろなことがあるわけですね。そういった……(中野(議)委員「それはCAがやっているんですから、JICSがやっているんじゃないんですか」と呼ぶ)いや、JICSは、イラクの政府とそれから我が国の政府の間で円滑にこの作業を進めるということに役に立っているわけです。

いずれにしても、財団法人としての仕事をしているわけですね、財団法人の仕事については、これは透明性を持ってきちんと監督をし、やっているわけでありまして、ですから、もしそれが非常に問題があるということであれば、それは表にさらされるということでありまして、その時点でまた御指摘をいただきたいと思えますけれども、JICSについて、特に何か不透明なことをやる、あるいはそういうことを考えているというふうには私たちは思っていないということです。

○中野(議)委員 きょうは時間が参りましたのでこの辺にさせていただきますが、今の答弁を聞きまして、非常に私は残念でなりません。この援助という枠組み自体がよくわかっていらつしやらないということがよくわかりました。

あともう一つ、ちょっとつけ加えですけれども、このJICSとCAの間で、今後とも、例えば病院のプロジェクトまたは救急車のプロジェクト等、五つ六つぐらい、恐らくこういうプロジェクトを外務省ではやるでしょう。やったときにはJICSにお願いをする、JICSにお願いをしたならCAにその一部をお願いしますよということ、これは前段階の契約である程度明記をしているわけですね。

としますと、この三十億のプロジェクトで二億三千万円ぐらいのエージェンシーのフィーがかかる。これが、では百六十八億の病院のプロジェクトだったなら、一体JICSは幾らもうけるのか、

一体クラウンエージェンツは幾らもうけるのか。その辺のところは適正かどうか判断できないというのであれば、これが私たちの税金が本当にしっかりと使われていないという一つの証拠ですから、ぜひともこの辺のところは、経済局を含めて、そして大臣も、もうちょっと認識を持っていただきたいと思えます。

きょうは残念ながら時間が来ましたので、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○米澤委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございます。

きょうは、在外公館の位置名称外務公務員の給与法の審議ということになっておりますが、最初、在外公務員の給与法についてお尋ねいたします。

在外基本手当の基準額の改定について伺いたいと思えます。

今回、為替、物価の変動等により改定したというのですが、その基準額の平均改定率が二・四増ということになっております。二〇〇四年度の予算でも一・三増ということでありました。昨年の八月の人事院勧告では、国家公務員一般職給与は二・六削減されているわけですね。外務公務員の職責と全く同じように考えるわけではありませんが、政府の財政状況をも勘案して、今回の改定に当たり、その点をどのように考慮されたのか、お聞きしたいと思えます。

○北島政府参考人 御答弁させていただきます。在勤基本手当の基準額でございますけれども、各在勤地における最近の為替、物価の変動や在外職員的生活事情の変化等を勘案しつつ改定を行うということで、これまでやられてきていただいております。

今次改定におきましては、委員御指摘の、現下の厳しい国内の財政事情、賃金、雇用情勢等を考慮して、在外職員に対しても一層の節約、工夫を求めることとして、全公館の標準点となる在米国

大使館三号額、これは一等書記官クラスでございますけれども、物価、為替変動に伴う調整を行った上で、その上で委員御指摘の人事院勧告による国家公務員の年間給与減額と同率の二・六％の削減を行うこととしたというところでございます。

委員御指摘のとおり、在勤基本手当の予算額については対前年度比一・三％増となっておりますけれども、これは、在外勤務に必要な経費という在勤基本手当の性格から、主にユーロ高等の影響により、邦貨に換算すると若干の増額となったものでございます。同時に、在勤諸手当全体でございますね、住宅手当とか諸手当全体の予算額、これにつきましては対前年度比一・八％の減となっております。

○赤嶺委員 今の点は理解できました。

そこで、ちよつと外交問題について伺いたしますが、日本の政府は外交の中心に日米外交を置いておられます。その日米外交の中心が沖縄問題であり、そしてSACO合意の問題です。そのSACO合意の問題について、特にきょうは北部訓練場のヘリコプター着陸帯移設に伴う問題について伺います。

これは経過がありまして、その北部訓練場は、SACO合意でいいますと二〇〇三年三月までに返還をされるという合意事項でありました。ところが、これが一歩も動いておりません。その根底に環境問題があります。沖縄の環境というのは、島嶼性、そして亜熱帯、こういう意味では世界でも唯一の亜熱帯雨林地帯を抱えているという極めて自然に特徴的なところがあるわけですが、世界の遺産条約にも登録すべきという意見がありまして、

ところが、残念ながら、去年の十月、環境省は、その北部の訓練地帯を含む山原の森を世界の遺産条約に登録推薦しなかったという経過があります。その推薦をしなかった経過に、米軍基地を抱え、国内法で担保できない、環境保護について担保できないということが言われているわけですが、それは環境省、そのとおりでしょうか。

○小野寺政府参考人 昨年、学識経験者等による検討会で、全国的かつ学術的な見地から、知床、小笠原諸島、琉球諸島の三地域について、世界遺産の候補地として選定いたしました。その後、この十一月、推薦条件が整った知床について、ユネスコの世界遺産センターに推薦書を提出したところでございます。

世界遺産の登録に関しては、まず世界的に見て貴重な自然であることというのが一つ。それから二番目に、その自然を将来にわたって守るために必要な措置がとられていることの二つが必要でございます。

今御質問にありました奄美から沖縄にかけての琉球諸島は、固有な動植物が多く、独特の生態系を有していることは御指摘のとおりであります。

世界的にも貴重であることは内外の専門家によって広く認識されていると我々も思っております。現在、沖縄、奄美、阿地域ともに、海岸部を中心とした国定公園が指定されておりまして、陸上部については保護区の設定が十分ではないというのが我々の認識であります。

今後、関係省庁、鹿児島県、沖縄県等との連携のもとに、山原地域を含む陸上部の保護区域の拡充に努め、世界自然遺産としての条件が整い次第、推薦手続を進めてまいりたいと考えております。

○赤嶺委員 学術的には非常に価値の高い自然を維持している、しかし自然保護法の担保が十分でない。それは、先ほど言ったように、国内の自然保護のもろもろの法律が適用されない地域を山原の森において抱えている、こういう認識は間違いないわけですね。

○小野寺政府参考人 世界遺産の登録について、琉球諸島の中で具体的にどこをどう担保するべきかというふうに考えたときに、例えば奄美大島でクロウサギを中心とする非常に希少な動物が生息しているところも保護地域としては十分でありまして、今御質問があったように、山原地域の北部訓練場は四千ヘクタール弱だと思えますが、四

千ヘクタールだけでは少し保護地域の担保をするには少ないんじゃないかと思えます。また、琉球諸島というときには、石垣、西表も含めて、八重山も要するに概念上の対象になっております。その全体が、世界遺産に推薦する場合に、現状ではまだ保護の担保措置、制度的対応が不十分だというふうに考えております。

○赤嶺委員 北部訓練場というのは、すべての面積を合わせると七千五百十三ヘクタールです。SACOで返還が予定されている地域が三千九百八十七ヘクタールです。恐らく、四千ヘクタールではまだまだ小さいということは、北部訓練場全体の面積の返還が世界の自然遺産の登録の上で不可欠なものだ、このように指摘されると思えます。

そこで、このような貴重な環境や自然を持った地域に、北部訓練場の過半を返還しよう、そのかわり、返還される地域にあるヘリコプター着陸帯を返還されない地域に移設を条件にしたわけですね。それで、移設を条件にして、防衛庁が環境調査をしてみたら、ヤンバルクイナやヤンバルテナガコガネなど山原にしか見られない貴重種、固有種がたくさん出てきた、環境に影響を与える、したがってヘリコプターの建設地帯としては不適当である、新たな地域を探さなければいけないというところで環境の継続調査が始まったと思えます。

その環境の継続調査というのは、今どこまで来ているんでしょうか、どんな調査をしたんでしょうか。

○戸田政府参考人 お答え申し上げます。

北部訓練場につきましては、ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設することを条件に、過半の返還がSACOの最終報告で取りまとめられております。これを受けまして、日米合同委員会におきましては、七カ所のヘリコプター着陸帯を移設すること等を条件として、その過半返還が合意されたところでございます。

この北部訓練場が所在します沖縄県北部地域、

ここは山原特有の自然が残され、数多くの貴重な動植物が生息し、自然保護の観点から注目されている地域でございますので、私ども、北部訓練場におきますヘリコプター着陸帯の移設の際には、先般、調査を行いまして、その結果、先生御案内のように、さまざまな貴重種が散見される場所になりました。それを受けまして、現在、継続調査としまして、さらなる環境調査を行っておりますところでございます。

この環境調査は、一昨年、十四年十一月から開始させていただいております。大体、現地調査といったようなところを終了したところでございまして、一部修正をしながら、現在取りまとめ作業を行っておりますところでございます。

以上でございます。

○赤嶺委員 現地調査は終わりました。二回目の調査が終わったわけですね、新しい候補地を見つけるために。

そこで、その調査結果の公表はいつごろになりますか。

○戸田政府参考人 お答え申し上げます。現在、現地調査を踏まえまして、取りまとめ作業を行っておりますところでございます。また、現地調査につきましては、一部補足的な調査も行っているところでございます。

現時点で、この取りまとめ作業の終了時期、またこれをさらに公表する時期といったことについては、お答えできる段階までは至っておりませんところでございます。

以上でございます。

○赤嶺委員 調査は済んだけれども公表のめどは立っていないということでありましたが、今回の継続環境調査なるものは、第一回目の環境調査において、ヘリパッドの移設場所、七カ所の適当な場所が見つからなかった、みんな環境に重大な影響を与える場所だった。したがって、新しい候補地を探すというのが一つの目的だったと思うんですね。

ちなみに、北部訓練場にはヘリパッドは二十二

カ所あります。沖縄の県民から見れば、七カ所の移設先を無理して探さずに、二十二カ所、あと残りの十五カ所という考えも、当然こういうのは自然の情として出てまいります。問題は、今度の継続環境調査で新しい場所が見つけられたかどうかなんです。その場合に、どういう場所を調査したのかということが問われるわけですね。

今回の調査対象地域というのは、前回調査した七カ所の場所と重なっていたり、隣接していたり、そういう場所もあるんじゃないですか。むしろそういう場所の方が多いんじゃないですか。

○戸田政府参考人 お答え申し上げます。

平成十年十二月から十二年三月にかけて過年度環境調査を実施しまして、また現在、平成十四年十一月からの継続環境調査を行っているところでございます。

さきの過年度調査におきましては、五区域七カ所につきまして、約七百ヘクタールの範囲でございまして、この自然環境の調査等々をさせていただきまして、また、現在行っております調査におきましては、六区域八カ所、約五百ヘクタールの広さの範囲を調査しております。この五区域七カ所、また六区域八カ所の関係につきましては、基本的には分かれたところでございますが、一部重なったところもございまして、以上でございます。

○赤嶺委員 新しい候補地を見つける調査と言いますが、前回の場所と重なったところが多々ある。図も見せていただきましたが、何だこれは前回と同じ場所じゃないかと言われるようなところがありました。

防衛施設局としては、今度、前回と変わらないような調査結果が出た場合、前回も貴重な固有種、希少種がたくさん見つかりました。今回もそういう場所と同じようなものが発見されるであろうという事は、もう大体わかり切ったことである。山原の生態系というのは一体のものであるから、そういう場合には、再度また、三度別な場

所を設定して調査をするということですか。

○戸田政府参考人 お答え申し上げます。

ヘリコプター着陸帯の移設に当たりましては、山原の自然環境への影響を最小限にとどめるように候補地を決定していくという事は大変なことと存じております。現在までに、先ほど申し上げましたけれども、過年度調査におきまして約七百ヘクタールの広さの範囲を、また現在行っております調査におきまして約五百ヘクタールの範囲の調査を行っております。また、それぞれ、七カ所あるいは八カ所という候補地を前提とした、その範囲の調査になっておるところでございます。

私も、現在行っております調査を終了いたしますれば、ヘリパッドの移設七候補地につきまして、環境に与える影響が少ない地域を選定できるのではないかと考えておるところでございます。

○赤嶺委員 では、今度の調査で場所は選定できるのではないかと、その根拠は何ですか。

○戸田政府参考人 お答え申し上げます。

現在、取り進めております調査でございますけれども、私も、自然度の総合評価あるいは生息環境等の保全といった観点から、当該手法を用いまして、返還予定地を除いた北部訓練場全域の区域を抽出した上で、動植物の生息、生育環境や豊かな自然環境を形成する地形等の条件を基準として、一定の広さにメッシュ状に区分しまして、自然度の重要づけ等々を行って調査をしております。その結果、さまざまな観点から、環境に影響の少ない地域の選定が可能になってくるものと考えておるところでございます。

いずれにしても、候補地の選定に当たりましては、県あるいは環境省等々と調整しながら取り進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤嶺委員 実に答弁に窮したような答弁が続いておりますが、この問題の明確な答えは、あなた方が、山原の貴重な自然に影響を与えない候補地があるかどうかなんです。そのためには、貴重種

や固有種は見つかっていない、住んでいない、そういうところでないといけないんです。

こういう世界自然遺産への登録の最大の障害が米軍基地ということもわかり切ったことであるわけですが、もともと、環境を守ることと今度のヘリパッドの未返還地への移設ということは両立しない。こういうことは、本当に大切な森を守ろうというのであれば、改めて対米交渉をやり直すべきだと思いますが、最後に外務大臣、いかがですか。

○川口国務大臣 この北部の訓練場につきましては、SACOの最終報告におきまして、ヘリコプター着陸帯を残余の部分に移設するということなどを条件に、その過半を返還するということとされているわけでございます。そして、今までお話しがありましたように、今、その移設をどのような場所にするか、環境にそれが最も優しいかということについての検討が進められているということでございます。

沖縄の県民の方の御負担、これをきちんと踏まえまして、SACOの最終報告の着実な実施、これに最大限の努力を傾注していきたいと考えております。

○赤嶺委員 SACOは着実に実施できない条件を抱えているということを指摘して、質問を終わらせていただきます。

○米澤委員長 次に、東門美津子君。

○東門委員 今回の名称位置給与法の改正では、在カンザシステイ日本国総領事館を廃止して、同総領事館の管轄州、ミズーリ州等六州を、在シカゴ総領事館の管轄州、イリノイ州等の四州に含めるという在外公館の統廃合を行うことが予定されております。

予算や人員の適切な配分から、在外公館を統廃合することは必要なことです。しかし、在外公館があることに對する在外邦人の安心感、当該公館が従来構築してきた情報網、現地との人的、文化的交流の維持、継続もまた重要で、この点、平成十六年六月二十一日の衆議院内閣委

員会における附帯決議は、在外公館の新設・統廃合については、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式を機械的に適用することなく検討することを要請しており、昨年三月の本委員会においても、外務省はこの附帯決議を踏まえる旨答弁しております。しかし、他方で、「平成十六年度機構・定員等の審査結果について」これは総務省の行政管理局ですが、は外務省の在外公館について、「機構の設置は肥大化しないよう、スクラップ・アンド・ビルドにより対応」と明記しております。

この総務省行政管理局の審査結果と在外公館の統廃合についての外務省の方針との整合性について、外務省はどのように説明されるのか。また、在外公館の統廃合についての外務省の基本方針についてもあわせて御答弁をお願いいたします。

○北島政府参考人 答弁申し上げます。

私もとしましては、平成十四年の八月に行動計画というものを発表してございます。その中で、外務省としまして、今後三年間で、設置時の状況の変化を受けて、七公館をめどに廃止する、その上で、新たな外交上、領事業務上の必要が生じている箇所については公館の新設を検討したいというふうに表示しました。

これは、いろいろな事情を考えてそういうことを決めたわけでございますけれども、同時に、委員が御指摘の、平成六年の衆議院内閣委員会における附帯決議、要するに、在外公館の新設・統廃合については、積極的な外交を展開するとの方針のもとに、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドを機械的に適用することなく検討すべしという御指摘をいただいているわけです。

外務省としましては、基本的にはそのような御指摘を踏まえて、今後とも、変動する国際情勢に我が国としての確に対応し得よう、在外公館の着実な整備、これに取り組んでいきたい、そういうふうにしてまいります。

○東門委員 次に、イラク大使館の人員体制等について伺います。今回の改正によりまして、在イラク大使館員の

在勤基本手当は前年度比一七・三％増、これは大使の場合ですが、一七・三％増であります。昨年の名称位置給与法の改正では八・五％の減でした。また、イラク周辺国在外公館である在ヨルダン大使館、在クウェート大使館の在勤基本手当はそれぞれ前年度比で三・四％減、三・〇％減であり、これらの各公館は、昨年の名称位置給与法の改正の際にも前年度比一二・〇％減、そして一〇・五％の減となっております。

イラク周辺大使館の業務も、自衛隊や政府調査団の派遣受け入れ等増加していると思われるわけですが、イラク大使館員の手当とイラク周辺国大使館員の手当の改定率にかかる差が生じていることは、どのような判断によるのでしょうか。今般の改正案におけるイラク及びイラク周辺国日本大使館の在勤基本手当の額をこのように決定した、その根拠を御説明いただきたいと思ひます。

○北島政府参考人 イラクの近隣公館においても仕事が多量にふえてきているにもかかわらずという御指摘、ありがとうございます。

私も、在勤諸手当を決める場合に、これは実には在外勤務に必要となる追加的経費に充当するために支給されるというのが基本的な考え方なわけですが、具体的に、各在勤地における為替、物価の変動や勤務生活環境が特に厳しい在勤地において発生している追加的経費等を勘案しつつ決めるということでございます。

イラクそれからイラク周辺国の大使館に勤務する在外職員の手当についてもそのような観点から決定、支給しているということ、仕事の量が多い、少ないということはそのま反映されるということではないわけでございます。

委員御指摘の、今回、ヨルダン等イラク周辺国に所在する在外公館の中に在勤基本手当の額が減額となっているものが多いということで、幾つかの公館の名前に言及されましたけれども、その基本的な理由は、当該国の通貨が円に比べて下落したという為替要因が大きな理由でございます。

○東門委員 仕事が多量にふえたりいろいろな厳

しさがふえたということではないということなんですか。私はそこら付近は勘案されているのではないかなという思いがあつて質問したわけですが、わかりました。

次に、沖繩担当大使について伺いたいと思ひます。

外務省機構改革、これは最終報告ですね、平成十五年三月二十七日では、日本の安全と繁栄を実現するための能動的、戦略的な外交を展開する必要性及び外交実施体制の強化が明記されております。

この関連で、沖繩担当大使のあり方について伺ひます。

平成九年二月に、在沖繩米軍基地問題の処理を円滑に進めるため、政府が沖繩担当大使を新設して以来七年が経過しました。沖繩担当大使は、在沖繩米軍や自治体、議会、民間団体と意見交換をし、三者連絡協議会を通じて地元での問題解決を取り組んでおり、日常ベースでコミュニケーションを積み上げていって、沖繩県民の負担を軽くするよう努力を一生懸命やっていると川口大臣は答弁しておられます。

しかし、例えば基地の整理縮小について、大臣はSACOの着実な実施が重要であると繰り返し答弁するにとどまり、沖繩県民の望む目に見える成果は何らあらわれていません。普天間飛行場の返還、移設を含む今後の在沖繩米軍基地問題に関して、沖繩担当大使の存在がどのように県民の負担軽減につながったのでしょうか。私、いつもここを疑問を持って見ているんですけれども、今後のあり方も含めて、政府としての認識、考え方、ぜひ御説明いただきたいと思ひます。これは川口大臣にお願いしたいと思ひます。

○川口国務大臣 これは、この前もう御答弁したかというふうに思ひますけれども、今まさに委員が引用していただいたように、私は、沖繩の担当大使というのは大変に重要な役割を果たしていると思ひます。県を初めとした地方公共団体、米軍、それから地元の方々、そういった方々との

間に立つて、大使であればこそ、ハイレベルのところとお話をさせていただいて意思の疎通を図るということは非常に重要な役割だというふうに思っております。

なかなかそういった、いろいろな立場が違いになる、案件によつては見方が違うという問題に対して調整をする、あるいは間に立つて物事を処理し前に進めるという仕事というのは、大変に難しい仕事であると思ひます。どちらかに偏つてもいけない、皆さんに信頼をされ、そして話を打ち明けてもらひ、あるいは聞いてもらひ、そういう関係でなければいけないという仕事は大変に難しい仕事であると思ひますが、そういった仕事を歴代の沖繩担当大使はよくやってきているというふうに思ひます。

具体的に、SACOを前に進めるということにどのように役に立っているかということでございますけれども、例えば、いろいろな例がありますけれども、事故があつたときに、犯罪があつたときに、そういったときにいち早く間に立つて、相互の言い分、これをきちんと言え、いい解決に向かうように進めていく、これはまさに地元で沖繩担当大使がいるからであると思ひます。これは一例でございますけれども、そういった形で、大使及び大使の率いる事務所のメンバーはきちんという仕事をやっているというのが私の認識でございます。

○東門委員 要するに、今おっしゃったことは、話し合いはしている、しかし目に見える形での何れも成果はないということに私は聞きました。事実そうだと思うんですよ。本当に、沖繩担当大使が任命されて沖繩に来られるというニュースに接したときは、私たちは本当に良かったと思ひました、県民の立場で。きつと沖繩県民の声もしっかりと伝えてくれるだろうという期待があつたからです。

ところが、七年間たちましても何ら変わることはない。常に、私たちの目に見える大使、今の現大使だけではなく歴代ですね、本当に多くの意味

では、米軍側に常に立っているという印象です。それは間違いないと思ひます。私だけが言っているのではなくて、県民のほとんどが感じていることだと思ひます。

確かに、知事にお会いする、あるいは市町村長の何人かに会いする、そういうことはあるかもしれないが、本当の意味で県民の思いを受けとめる、そういう立場、お仕事をしておられるかという、全然そういうことは見えない。もし本当にそういうことであれば、大使が今大臣がおっしゃるようすばらしいお仕事をされているのであれば、沖繩問題は少しは変わっていくのじゃないか。

いつも大臣がおっしゃる県民の負担、もう本当に何度聞いても全然うしろに聞こえるんですが、それが、負担の軽減というのは見えてはいるはずだと思ひます。見える、あるいは感じられる。それが、本当に意味があるのかなという思いで私は今回も質問させていただきました。もつと県民の声を外務省に伝える、あるいはアメリカとの話し合いの中でしっかりと伝えていくという姿勢が必要なのではないかと思ひます。

次に、外務省の情報公開制度について伺ひます。

国の情報公開制度が平成十三年四月に開始された際に、外務省は、こういう法律ができたことを機会に、体制をしつかりつくつて情報公開を積極的に行つていきたいと述べており、外務省改革のための行動計画にも、多くの国民やメディアが関心を有する外交方針、外交政策については一層積極的に説明すると明記されています。

ところが、実態は、同法に基づく外務省の情報公開の非公開の多さが指摘され続けています。本年一月十三日の琉球新報で、昭和四十八年四月の「日米地位協定の考え方」と題する日米地位協定に関する外務省内マニュアルの存在が明らかにされましたが、当該文書の存在につき、外務省は保有していないと答弁しています。しかも、外務省によ

りますと、一九八〇年代の同文書の増補版については保有していることであるものの、公開はできないと言っています。

情報公開法第五条各号には、行政長が開示請求に対し不開示の決定ができる場合として、例えば第三号には国の安全等に関する情報、第四号には公共の安全等に関する情報と規定されていますが、この場合、どの不開示理由に該当するのでしょうか。条文の文言だけではなくて、開示した場合の具体的な不都合性についても御説明いただきたいと思っています。具体的な不都合性でぜひ説明してください。

○川口国務大臣 情報公開法のどの条文に当たるといふのは後で海老原局長から答弁をいたしますけれども、具体的にどのような不都合があるか、これは大きく言って二つあるというふうに考えています。

一つは、これは増補版のお話ですけれども、一つは、これについては、部内のこの問題についての考え方が含まれている。これは、今後まだ運用の改善等々で米側と話をするということがあり得ますので、そのときに、どのように日本政府としては考えているということを表に出してしまつたということであれば、そのときに交渉ができなくなるということがある。これが一つの具体的な不都合です。

それから二番目ですけれども、これは日米の今までのやりとりが含まれているということでございます。外交上のやりとりが含まれているということでございまして、これを表に出すということは、米国と日本の間にある信頼関係を損なうということになるということです。

この二つの不都合点があるということをまず申し上げまして、後は海老原局長に譲りたいと思います。

○海老原政府参考人 お答え申し上げます。

理由につきましては今大臣から御説明をいたしましたとおりでございますが、文書公開法との関係で申し上げますと、五条三号におきまして、今

大臣がおっしゃいましたような、外国との交渉上不利をこうおぼわすおそれ、あるいは外国との信頼関係を損なわれるおそれ等が挙げられているというふうに承知をいたしております。

○東門委員 局長、五条三号、これは国の安全等に関する情報のところですか、そこですか。——はい、わかりました。

それで、大臣、増補版は保有している、しかし最初のもは、オリジナルは保有していないという外務省の答弁だったのですが、これは局長ですか、済みません。増補版は持っている、では、最初のものはない、その違いというのは、恐らく琉球新報全部お読みになったと思うんです。お読みになりましたか。まずそれから聞きます。

○海老原政府参考人 琉球新報の記事につきましては、その考え方についての全文の掲載という記事がございましたけれども、それも含めまして一読をいたしました。

○東門委員 その一読をした全文、かなり長いあれですが、その琉球新報に掲載されたもの、増補版、かなり似通っていますか、違いますか、そこを教えてください。

○海老原政府参考人 これは、先ほど大臣が申し上げましたことの繰り返しになって恐縮でございますけれども、内容につきましては申し上げられないということでございますので、琉球新報に掲載されておりましたあの文章との相違ということにつきまして、御答弁を差し控えてさせていただきます。

○東門委員 時間が迫っています。あと一問、ぜひお聞きしたい。都市型訓練施設についてお聞きます。

先日の予算委員会で、大臣と、金武町のキャンブ・ハンセン内の都市型戦術訓練施設建設について議論をしました。同施設が集落に近く危険なので、米側にレンジ16からレンジ4への移設を撤回するよう申し入れてほしいと要請しましたが、大臣は、地位協定第三条の管理権を盾に、米側が管理権のもとで自分の予算でつくることだとはねつ

けられました。しかし、第三条は、「公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。」と規定しています。

日本政府は、今回の都市型戦術訓練施設の計画について、県民の安全に対する考慮が払われたと考えているのでしょうか。住民の安全を考慮するのは為政者として当然のこと、米軍が勝手にやっていることなので日本政府としては何もできないということでは決して済まされないと思います。御見解を伺います。

○米澤委員長 北米局長、質疑時間が終わっておりますから、簡単に御答弁ください。

○海老原政府参考人 今度の施設はレンジ4に建設を予定されているわけでございますけれども、先月、東門委員も現地を御視察になりました、ヤウエル大佐からいろいろと御説明を受けたというふうに米側から聞いております。

簡単に申し上げますけれども、そのときに、米側の方からは、例えば、流弾、跳弾対策としては、射撃用建物の中には標的の後方に高密度ゴム製の弾丸トラップ等を使用する、あるいは建物外につきましては、施設・区域の境界線とは反対方向に射撃のみ射撃を行うというような措置、あるいは突破訓練につきましては、これは爆薬を使うけれども、六メートルから十二メートルの範囲内にとどまるものであるという種々の安全対策の説明があつたというふうに承知をいたしております。我々が方としても、米側として安全策をとっているというふうに理解をいたしております。

○米澤委員長 東門君、質疑時間は終了しております。

○東門委員 はい、わかっております。しかし、最後に一言だけ。

このレンジ4は本当に危険であると伊芸区の皆さんは異口同音に話しているんです。本当にそういう場所なんですか。県民の安全に対する考慮ということをおっしゃるのであれば、やはりそこところは、大臣、しっかりとアメリカ側に言っていたきたい、むしろ中止するべきだと。

今の場所、私は今の場所は見えていないんです、16の場所は本当は見えておりません。レンジ4は視察させていただきましたけれども、どこがより安全かということばかりですが、少なくとも伊芸区の皆さんのところにとってはそうなのではないか、今現在の場所がいいたではないかという思いを持っておりますので、その点について、やはり外務省としては米軍とぜひ話し合ってください。地位協定第三条があるから、いや、これはもうだめだということではなくて、県民の負担の軽減をいっしょにおっしゃるのであれば、私はそこもしっかりとやっていただきたいと要請をしまして、終わります。

○米澤委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○米澤委員長 これより両案に対する討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○米澤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○米澤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○米澤委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、渡辺博道君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。渡辺

博道君。

○渡辺(博)委員 たいだいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

イラク戦争後の国家再建を支援するため、治安が極めて不安定な中で外交活動を続けていた日本人外交官二名が昨年の十一月二十九日、襲撃により志半ばにして殺害されるという痛ましい事件があった。戦後の復興支援のために生命を危険にさらしながら外交活動を続ける必要性は、冷戦後の新たな国際安全保障環境の中でますます増える傾向にあると指摘されている。わが国としても国際社会の責任ある一員としてこれを主体的かつ積極的に行うとの立場から、在外公館の警備をはじめとする危機管理体制の強化を急がねばならない。

一方、外務省は、グローバル化する今日の国際社会にあつて、わが国の国益を踏まえた能動的かつ戦略的な外交を展開することが求められており、そのために機構改革を含む外務省改革を早期に実現しなければならぬ。

また、北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決は、国民の総意であると認識し、最優先課題として取り組む必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行にあたり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、外務省は、平和構築のための国際社会の取組に積極的に寄与できるよう、在外公館の警備をはじめとする危機管理体制の強化に全力で取組むこと。

二、外務省においては、国民の生命財産を守り、領土領海を守り、国益を守るために、日本外交の適切かつ効果的な力強い展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復する

ために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取組むこと。

三、わが国の深刻な財政事情並びに民間の厳しい諸情勢を厳密に受け止め、在外公館に關わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的な措置を講ずること。

四、現下の厳しい国内情勢に鑑み、在外職員に在勤基本手当並びに諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。

五、日本海呼称問題に關する誤った対応を二度と繰り返さないために、在外公館における訓令に対する履行、履行状況の本省への報告等の確実な実行を確保すると共に、在外公館における日本海呼称履行への取組を徹底すること。

六、在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○米澤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○米澤委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、たいだいまの附帯決議につきまして、外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。外務大臣川口順子君。

○川口国務大臣 たいだいま外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する

法律等の一部を改正する法律案を可決いただきまして、まことにありがとうございます。

法律案と同時に可決されました附帯決議については、これを厳密に受けとめます。

在外公館の警備を初めとする危機管理体制の強化については、外務省機構改革の一環として、大臣官房に危機管理担当の参事官を新設するとともに、在外公館の警備についてはなし得る限りの強化を行い、安全確保に万全を期すよう努めてまいります。

外務省の組織機構改革については、我が国が国際社会でリーダーシップを発揮し得る戦略的かつ機動的な体制を構築するため、領事局の新設や国際情報統括官の新設、国際社会協力部の改編等を行っていく考えです。

在外公館に勤務する外務公務員の給与については、今後とも在勤諸手当の内容及び水準が適切なものとなるよう努めてまいり所存です。

外務省としては、附帯決議の御趣旨をも踏まえて、今後とも種々の課題に全力で取り組んでまいります。

まことにありがとうございます。

○米澤委員長 お諮りいたします。

たいだいま議決いたしました両案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○米澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

児童の権利に關する条約の選択議定書の締結について承認を求めるとの件の各件を議題といたします。

政府から順次趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣川口順子君。

サイバー犯罪に關する条約の締結について承認を求めるとの件

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに關する児童の権利に關する条約の選択議定書の締結について承認を求めるとの件

武力紛争における児童の関与に關する児童の権利に關する条約の選択議定書の締結について承認を求めるとの件

(本号末尾に掲載)

○川口国務大臣 たいだいま議題となりましたサイバー犯罪に關する条約の締結について承認を求めるとの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、平成十三年十一月にストラスブルで開催された欧州評議会閣僚委員会において採択されたものであります。

この条約は、サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータシステムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータデータの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引き渡し等に関する国際協力等につき規定するものであります。

我が国がこの条約を締結することは、サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取り組みに寄与するとの見地から有意義であると認められます。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求めるとの次第であります。

次に、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに關する児童の権利に關する条約の選択議定書の締結について承認を求めるとの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

午後七時五十分散会

この議定書は、平成十二年五月にニューヨークで開催された国際連合の第五十四回総会において採択されたものであります。

この議定書は、性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引き渡し、国際協力等について定めるものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

次に、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この議定書は、平成十二年五月にニューヨークで開催された国際連合の第五十四回総会において採択されたものであります。

この議定書は、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること等について定めるものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○米澤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十八日木曜日午後二時二十分理事会、午後二時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件

サイバー犯罪に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

サイバー犯罪に関する条約

前文

欧州評議会の加盟国及びこの条約に署名したその他の国は、
欧州評議会の目的がその加盟国の一層強化された統合を達成することであることを考慮し、
この条約の他の締約国との協力を促進することの価値を認識し、
特に適当な法令を制定し及び国際協力を促進することによって、サイバー犯罪から社会を保護することを目的とした共通の刑事政策を優先事項として追求することが必要であることを確信し、
コンピュータ・ネットワークがデジタル化され、統合され及び地球規模で拡大し続けることによってもたらされる大きな変化を認識し、
コンピュータ・ネットワーク及び電子情報が犯罪を行うためにも利用される可能性があるという

危険並びに犯罪に関する証拠がコンピュータ・ネットワークによって蔵置され及び送信される可能性があるという危険を憂慮し、
サイバー犯罪との戦いにおいて国家と民間業界との間の協力が必要であること並びに情報技術の利用及び開発において正当な利益を保護することが必要であることを認識し、
サイバー犯罪と効果的に戦うためには、刑事問題に関する国際協力を強化し、迅速に行い、かつ、十分に機能させることが必要であることを確信し、

この条約に規定する行為を犯罪として定め及びそのような犯罪と効果的に戦うための十分な権限の付与について定めること、そのような犯罪の探知、捜査及び訴追を国内的にも国際的にも促進すること並びに迅速で信頼し得る国際協力のための措置を定めることによって、コンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの秘密性、完全性及び利用可能性に対して向けられた行為並びにコンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの濫用を抑制するために、この条約が必要であることを確信し、
すべての者が有する干渉されることなく意見を

持つ権利、表現の自由(国境とのかかわりなくあらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由等)についての権利及びプライバシーの尊重についての権利を再確認する千九百五十年に欧州評議会で採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約、千九百六十六年に国際連合で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の適用される人権に関する国際条約にうたう法の執行の利益と基本的人権の尊重との間に適正な均衡を確保することが必要であることを留意し、

また、個人情報保護の保護についての権利(例えば、千九百八十一年に欧州評議会で採択された個人情報保護の自動処理における個人の保護に関する条約)によって付与されている権利に留意し、

千九百八十九年に国際連合で採択された児童の権利に関する条約及び千九百九十九年に国際労働機関で採択された最悪の形態の児童労働条約を考慮し、

欧州評議会で採択された刑事分野における協力に関する現行の諸条約及び欧州評議会の加盟国と他の国々との間に存在する同様の諸条約を考慮し、並びにこの条約が、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査及び刑事訴訟をより効果的なものとし、かつ、犯罪に関する電子的証拠の証拠の収集を可能とするために、それらの条約を補足することを目的とするものであることを強調し、

国際連合、経済協力開発機構、欧州連合及び主要八箇国(G8)の活動その他の近年の進展により、サイバー犯罪との戦いに関する国際的な理解及び協力が更に進められていることを歓迎し、
刑事問題についての相互援助に関する欧州条約の実施の適用(電気通信の傍受に係る嘱託状に関するもの)に関する閣僚委員会勧告第十号(千九百八十五年)、著作権及び著作隣接権の分野における違法な複製行為に関する同勧告第二号(千九百八十八年)、警察部門における個人情報情報の使用を規制する同勧告第十五号(千九百八十七年)、電気通信サービス(特に電話サービスの領域における個人情報保護の保護に関する同勧告第四号(千九百九十五年)、特定のコンピュータ犯罪の定義について国内の立法機関のための指針を提供するコンピュータに関連する犯罪に関する同勧告第九号(千九百八十九年)及び刑事手続法における情報技術に関連する問題に関する同勧告第十三号(千九百九十五年)を想起し、

第二十一回欧州司法大臣会議(千九百九十七年六月十日及び十一日にプラハで開催)において採択された決議第一号(国内刑事法の規定を相互に一層類似したものとし及びサイバー犯罪の捜査について効果的な手段を利用可能とするために犯罪問題に関する欧州委員会(CDPC)が実施するサイバー犯罪に関する作業を支持するよう閣僚委員

会に勧告したもの及び第二十三回欧州司法大臣会議（二十年六月八日及び九日にロンドンで開催）において採択された決議第三号（できる限り多数の国がこの条約の締約国となること）ができるようにするための適当な解決を見いだすために交渉当事国が努力を継続するよう奨励し、及びサイバー犯罪との戦いについての特有の要件を十分に考慮した迅速かつ効果的な国際協力体制の必要性を認めたもの）に考慮を払い、

また、第二回首脳会議（千九百九十七年十月十日及び十一日にストラスブルで開催）において欧州評議会の加盟国の元首又は政府の長によって採択された行動計画（欧州評議会の基準及び価値に基づき新たな情報技術の開発に対する共通の対応を追求するためのもの）に考慮を払って、次のとおり協定した。

第一章 用語

第一条 定義

この条約の適用上、

a 「コンピュータ・システム」とは、プログラムに従ってデータの自動処理を行う装置又は相互に接続された若しくは関連する一群の装置であつてそのうちの若しくは二以上の装置がプログラムに従ってデータの自動処理を行うものをいう。

b 「コンピュータ・データ」とは、コンピュータ・システムにおける処理に適した形式によつて事実、情報又は概念を表したものをいい、コンピュータ・システムに何らかの機能を実行させるための適当なプログラムを含む。

c 「サービス・プロバイダ」とは、次のものをいう。

i そのサービスの利用者に対しコンピュータ・システムによつて通信する能力を提供する者（公私を問わない。）

ii i に規定する通信サービス又はその利用者のために、コンピュータ・データを処理し又は蔵置するその他の者

d 「通信記録」とは、コンピュータ・システムによる通信に関するコンピュータ・データであつて、通信の連鎖の一部を構成するコンピュータ・システムによつて作り出され、かつ、通信の発信元、発信先、経路、時刻、日付、規模若しくは継続時間又は通信の基礎となるサービスの種別を示すものをいう。

第二章 国内的にとる措置

第一節 刑事実体法

第一款 コンピュータ・データ及びコンピュータ・システムの秘密性、完全性及び利用可能性に対する犯罪

第二条 違法なアクセス

締約国は、コンピュータ・システムの全部又は一部に対するアクセスが、権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、このようなアクセスが防護措置を侵害することによつて行われること、コンピュータ・データを取得する意図その他の不正な意図をもつて行われること又は他のコンピュータ・システムに接続されているコンピュータ・システムに関連して行われることをこの犯罪の要件とすることができる。

第三条 違法な傍受

締約国は、コンピュータ・システムへの若しくはそこからの又はその内部におけるコンピュータ・データの非公開送信（コンピュータ・データを伝送するコンピュータ・システムからの電磁的放射を含む。）の傍受が、技術的手段によつて権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、このような傍受が不正な意図をもつて行われること又は他のコンピュータ・システムに接続されているコンピュータ・システムに関連して行われることをこの犯罪の要件とすることができる。

第四条 データの妨害

1 締約国は、コンピュータ・データの破壊、削除、劣化、改ざん又は隠ぺいが権限なしに故意

に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、1 に規定する行為が重大な損害を引き起こすことをこの犯罪の要件とする権利を留保することができる。

第五条 システムの妨害

締約国は、コンピュータ・データの入力、送信、破壊、削除、劣化、改ざん又は隠ぺいによりコンピュータ・システムの機能に対する重大な妨害が権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第六条 装置の濫用

1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a 第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、次のものを製造し、販売し、使用のために取得し、輸入し、頒布し又はその他の方法によつて利用可能とすること。

i 第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を主として行うために設計され又は改造された装置（コンピュータ・プログラムを含む。）

ii コンピュータ・システムの全部又は一部にアクセス可能となるようなコンピュータ・パスワード、アクセス・コード又はこれらに類するデータ

b 第二条から前条までの規定に従つて定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、a i 又は ii に規定するものを保有すること。締約国は、自国の法令により、これらのものの一定数の保有を刑事上の責任を課するための要件とすることができる。

2 この条の規定は、1 に規定する製造、販売、使用のための取得、輸入、頒布若しくはその他の方法によつて利用可能とする行為又は保有が、第二条から前条までの規定に従つて定めら

れる犯罪を行うことを目的としない場合（例えば、コンピュータ・システムの正当な試験又は保護のために行われる場合に刑事上の責任を課するものと解してはならない）。

3 締約国は、1 の規定を適用しない権利を留保することができる。ただし、その留保が 1 a ii に規定するものの販売、頒布又はその他の方法によつて利用可能とする行為に関するものでない場合に限る。

第二款 コンピュータに関連する犯罪

第七条 コンピュータ・データに関する偽造

締約国は、コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺいにより、真正でないコンピュータ・データ（直接読取りが可能であるか否か及び直接理解が可能であるか否かを問わない）を生じさせる行為が、当該データが法律上真正であるとみなされ又は扱われることを意図して権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、詐取する意図又はこれに類する不正な意図を刑事上の責任を課するための要件とすることができる。

第八条 コンピュータに関連する詐欺

締約国は、自己又は他人のために権限なしに経済的利益を得るといふ詐欺的な又は不正な意図をもつて、権限なしに故意に次の行為が行われ、他人に対し財産上の損害が加えられることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺい

b コンピュータ・システムの機能に対する妨害

第三款 特定の内容に関連する犯罪

第九条 児童ポルノに関連する犯罪

1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・システムを通じて頒布する

ために児童ポルノを製造すること。

b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの提供を申し出又はその利用を可能にすること。

c コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを頒布し又は送信すること。

d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。

e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。

2 1の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。

a 性的にあからさまな行為を行う未成年者

b 性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者

c 性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写真的映像

3 2の規定の適用上、「未成年者」とは、十八歳未満のすべての者をいう。もつとも、締約国は、より低い年齢(十六歳を下回ってはならない。)の者のみを未成年者としてることができる。

4 締約国は、1d及びe並びに2b及びcの規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

第四款 著作権及び関連する権利の侵害に
関連する犯罪

第十条 著作権及び関連する権利の侵害に
関連する犯罪

1 締約国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の千九百七十二年七月二十四日のパリ改正条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び著作権に関する世界知的所有権機関条約に基づく義務に従って自国の法令に定める著作権(これらの条約によって付与された人格権を除く。)の侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(ローマ条約)、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約に基づく義務に従って自国の法令に定められた権利(これらの条約によって付与された人格権を除く。)の侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、限定的な状況において、1及び2の規定に基づく刑事上の責任を課さない権利を留保することができる。ただし、他の効果的な救済手段が利用可能であり、かつ、その留保が1及び2に規定する国際文書に定める締約国の国際的義務に違反しない場合に限る。

第五款 付随的責任及び制裁

第十一条 未遂及びほう助又は教唆

1 締約国は、第二条から前条までの規定に従って定められる犯罪が行われることを意図して故意にこれらの犯罪の実行をほう助し又は教唆すること自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、第三条から第五条まで、第七条、第八条並びに第九条1a及びcの規定に従って定められる犯罪であつて故意に行われるものの未遂を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3 いずれの締約国も、2の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

第十二条 法人の責任

1 締約国は、単独又は法人の機関の一部として活動する自然人であつて当該法人内部で指導的地位にあるものが、次のいずれかの権限に基づき、かつ、当該法人の利益のためにこの条約に従って定められる犯罪を行う場合に当該犯罪についての責任を当該法人に負わせ得ることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

a 法人の代表権

b 法人のために決定を行う権限

c 法人内部で管理を行う権限

2 1に規定する場合に加え、締約国は、法人の権限に基づき活動する自然人が当該法人の利益のためにこの条約に従って定められる犯罪を行う場合において、当該犯罪の実行が1に規定する自然人による監督又は管理の欠如によるものであるときは、当該法人に責任を負わせ得ることを確保するため、必要な措置をとる。

3 法人の責任は、締約国の法的原則に従つて、刑事上、民事上又は行政上のものとするものである。

4 法人の責任は、犯罪を行った自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。

第十三条 制裁及び措置

1 締約国は、第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪について自由のはく奪その他の制裁であつて効果的な、均衡のとれたかつ抑止力のあるものが科されることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、前条の規定に従って責任を負う法人に対し、刑罰又は刑罰以外の制裁若しくは措置であつて効果的な、均衡のとれたかつ抑止力のあるもの(金銭的制裁を含む。)が科されることを確保する。

第二節 手続法

第一款 共通規定

第十四条 手続規定の適用範囲

1 締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟のためにこの節に定める権限及び手続を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

2 第二十一条に別段の定めがある場合を除くほか、締約国は、次の事項について1に規定する権限及び手続を適用する。

a 第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪

b コンピュータ・システムによって行われる他の犯罪

c 犯罪に関する電子的形態の証拠の収集

3 a 締約国は、留保において特定する犯罪又は犯罪類型についてのみ第二十条に定める措置を適用する権利を留保することができる。ただし、当該犯罪又は犯罪類型の範囲が、第二十一条に定める措置を適用する犯罪の範囲よりも制限的とならない場合に限る。締約国は、第二十条に定める措置を最も幅広く適用することができるように留保を制限することを考慮する。

b 締約国は、この条約の採択の時に有効な法令における制限により次のi及びiiのシステムを有するサービス・プロバイダのコンピュータ・システムの内部における通信に第二十条及び第二十一条に定める措置を適用することができない場合には、そのような通信にこれらの措置を適用しない権利を留保することができる。

i 閉鎖されたグループの利用者のために運営されているシステム

ii 公共通信ネットワークを利用せず、かつ、他のコンピュータ・システム(公的なものであるか私的なものであるかを問わない。)に接続されていないシステム

締約国は、第二十条及び第二十一条に定める措置を最も幅広く適用することができるように留保を制限することを考慮する。

第十五条 条件及び保障措置

1 締約国は、この節に定める権限及び手続の設定、実施及び適用が、自国の国内法に定める条件及び保障措置であつて、千九百五十年に欧州評議会が採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約、千九百六十六年に国際連合で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の適用される人権に関する国際文書に基づき義務に従って生ずる権利その他の人権及び自由の適当な保護を規定しており、かつ、比例原則を含むものに従うことを確保する。

2 1に規定する条件及び保障措置には、該当す

る権限又は手続の性質にかんがみ適当な場合には、特に、司法上の又は他の独立した監督適用を正当化する事由並びに当該権限又は手続の適用範囲及び期間に関する制限を含む。

3 締約国は、公共の利益、特に司法の健全な運営に反しない限り、この節に定める権限及び手続が第三者の権利、責任及び正当な利益に及ぼす影響を考慮する。

第二款 設置されたコンピュータ・データの迅速な保全

第十六条 設置されたコンピュータ・データの迅速な保全

1 締約国は、特に、自国の権限のある当局がコンピュータ・システムによって設置された特定のコンピュータ・データ（通信記録を含む。）が特に滅失しやすく又は改変されやすいと信ずるに足りる理由がある場合には、当該権限のある当局が当該コンピュータ・データについて迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によって迅速な保全を確保することを可能にするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、ある者が保有し又は管理している特定の設置されたコンピュータ・データを保全するよう当該者に命令することによって1の規定を実施する場合には、自国の権限のある当局が当該コンピュータ・データの開示を求めることを可能にするために必要な期間（九十日を限度とする）、当該コンピュータ・データの完全性を保全し及び維持することを当該者に義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、そのような命令を引き続き更新することができ旨定めることができる。

3 締約国は、コンピュータ・データを保全すべき管理者その他の者に対し、1又は2に定める手続がとられていることについて、自国の国内法に定める期間秘密のものとして取り扱うことを義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、前二条の規定に従うものとする。

第十七条 通信記録の迅速な保全及び部分開示

1 締約国は、前条の規定に基づいて保全される通信記録について、次のことを行うため、必要な立法その他の措置をとる。

a 通信の伝達に關与したサービス・プロバイダが一であるか二以上であるかにかかわらず、通信記録の迅速な保全が可能となることを確保すること。

b 当該サービス・プロバイダ及び通信が伝達された経路を自国が特定することができるようにするために十分な量の通信記録が、自国の権限のある当局又は当該権限のある当局によって指名された者に対して迅速に開示されることを確保すること。

2 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第三款 提出命令

第十八条 提出命令

1 締約国は、自国の権限のある当局に対し次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自国の領域内に所在する者に対し、当該者が保有し又は管理している特定のコンピュータ・データであつて、コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に設置されたものを提出するよう命令すること。

b 自国の領域内でサービスを提供するサービス・プロバイダに対し、当該サービス・プロバイダが保有し又は管理している当該サービスに關連する加入者情報を提出するよう命令すること。

2 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

3 この条の規定の適用上、「加入者情報」とは、コンピュータ・データという形式又はその他の形式による情報のうち、サービス・プロバイダ

が保有するサービス加入者に關連する情報（通信記録及び通信内容に關連するものを除く。）であつて、それにより次のことが立証されるものをいう。

a 利用された通信サービスの種類、当該サービスののためにとられた技術上の措置及びサービスの期間

b 加入者の身元、郵便用あて名又は住所及び電話番号その他のアクセスのための番号並びに料金の請求及び支払に關する情報であつて、サービスに關する契約又は取決めに基いて利用可能なもの

c 通信設備の設置場所に關するその他の情報であつてサービスに關する契約又は取決めに基いて利用可能なもの

第四款 設置されたコンピュータ・データの搜索及び押収

第十九条 設置されたコンピュータ・データの搜索及び押収

1 締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の領域内において次のものに関し搜索又はこれに類するアクセスを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a コンピュータ・システムの全部又は一部及びその内部に設置されたコンピュータ・データ

b コンピュータ・データを設置することができコンピュータ・データ記憶媒体

2 締約国は、自国の権限のある当局が1aの規定に基づき特定のコンピュータ・システムの全部又は一部に關し搜索又はこれに類するアクセスを行う場合において、当該搜索等の対象となるデータが自国の領域内にある他のコンピュータ・システムの全部又は一部の内部に設置されていると信ずるに足りる理由があり、かつ、当該データが当該特定のコンピュータ・システムから合法的にアクセス可能であるか又は入手可能であるときは、当該権限のある当局が当該他のコンピュータ・システムに關し搜索又はこれ

に類するアクセスを速やかに行うことができることを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、自国の権限のある当局に対し、1又は2の規定に基づきアクセスしたコンピュータ・データの押収又はこれに類する確保を行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。これらの措置には、次のことを行う権限を与えることを含む。

a コンピュータ・システムの全部若しくは一部又はコンピュータ・データ記憶媒体の押収又はこれに類する確保を行うこと。

b 当該コンピュータ・データの複製を作成し及び保管すること。

c 關連する設置されたコンピュータ・データの完全性を維持すること。

d アクセスしたコンピュータ・システムの一部の当該コンピュータ・データにアクセスすることができないようにすること又は当該コンピュータ・データを移転すること。

4 締約国は、自国の権限のある当局に対し、1又は2に定める措置をとることを可能にするために必要な情報を合理的な範囲で提供するようにコンピュータ・システムの機能又はコンピュータ・システムの内部のコンピュータ・データを保護するために適用される措置に關する知識を有する者に命令する権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

5 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第五款 コンピュータ・データのリアルタイム収集

第二十條 通信記録のリアルタイム収集

1 締約国は、自国の権限のある当局に対し、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録についてリアルタイムで次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自国の領域内にある技術的手段を用いるこ

とにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行うよう強制すること。

i 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信記録を収集し又は記録すること。

ii 当該権限のある当局が当該通信記録を収集し又は記録するに当たり、これに協力し及びこれを支援すること。

2 締約国は、自国の国内法制の確立された原則により1aに定める措置をとることができない場合には、当該措置に代えて、自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、自国の領域内において伝達される特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集し又は記録することを確保するため、必要な立法その他の措置をとることができる。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に関する情報について秘密のものとして取り扱うことを義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第二十一条 通信内容の傍受

1 締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の国内法に定める範囲の重大な犯罪に関して、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信の通信内容についてリアルタイムで次のことを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

a 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を収集し又は記録すること。

b サービス・プロバイダに対し、その既存の技術的能力の範囲内で次のいずれかのことを行うよう強制すること。

i 自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、当該通信内容を収集し又は記録すること。

ii 当該権限のある当局が当該通信内容を収集し又は記録するに当たり、これに協力し及びこれを支援すること。

2 締約国は、自国の国内法制の確立された原則により1aに定める措置をとることができない場合には、当該措置に代えて、自国の領域内にある技術的手段を用いることにより、自国の領域内における特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録することを確保するため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、サービス・プロバイダに対し、この条に定める権限の行使の事実及び当該権限の行使に関する情報について秘密のものとして取り扱うことを義務付けるため、必要な立法その他の措置をとる。

4 この条に定める権限及び手続は、第十四条及び第十五条の規定に従うものとする。

第三節 裁判権

第二十二条 裁判権

1 締約国は、次の場合において第二条から第十条までの規定に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

a 犯罪が自国の領域内で行われる場合

b 犯罪が自国の旗国とする船舶内で行われる場合

c 犯罪が自国の法令により登録されている航空機内で行われる場合

d 犯罪が行われた場所の刑事法に基づいて刑を科することができる場合又は犯罪がすべての国の領域の管轄の外で行われる場合において、当該犯罪が自国の国民によって行われるとき。

2 締約国は、1bからdまでの全部若しくは一部に定める裁判権に関する規則を適用しない権

利又は特定の場合若しくは状況においてのみ当該規則を適用する権利を留保することができる。

3 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、引渡し請求を受けたにもかかわらず当該容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に当該容疑者の引渡しを行わない場合において第二十四条1に定める犯罪についての裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

4 この条約は、締約国が自国の国内法に従って行使する刑事裁判権を排除するものではない。

5 この条約に従って定められる犯罪が行われたとされる場合において、二以上の締約国が裁判権を主張するときは、関係締約国は、適当な場合には、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するために協議する。

第三章 国際協力

第一節 一般原則

第一款 国際協力に関する一般原則

第二十三条 国際協力に関する一般原則

締約国は、この章の規定に従い、かつ、刑事問題についての国際協力に関する関連の国際文書、統一的又は相互主義的な法令を基礎として合意された取極及び国内法の適用を通じ、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために、できる限り広範に相互に協力する。

第二款 犯罪人引渡しに関する原則

第二十四条 犯罪人引渡し

1a この条の規定は、第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪（双方の締約国の法令において長期一年以上自由をはく奪する刑又はこれよりも重い刑を科することができるものに限る。）に関する締約国間の犯罪人引渡しについて適用する。

b 統一的若しくは相互主義的な法令を基礎として合意された取極又は二以上の締約国間で適用可能な犯罪人引渡条約（犯罪人引渡しに

関する欧州条約（ETS第二十四号）に基づいて適用される最も軽い刑罰が異なる場合には、当該取極又は条約に定める最も軽い刑罰を適用する。

2 1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、締約国間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に1に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。

4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で、1に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

5 犯罪人引渡しは、請求を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡条約に定める条件に従う。これらの条件には、請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含む。

6 請求を受けた締約国は、1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しにつき、引渡しを求められている者の国籍のみを理由として又は自国が当該犯罪について裁判権を有すると認めることを理由として拒否する場合には、請求を行った締約国からの要請により訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するものとし、適当な時期に確定的な結果を当該請求を行った締約国に報告する。当該権限のある当局は、自国の法令に定めるこれと同様の性質を有する他の犯罪の場合と同様の方法で、決定、捜査及び刑事訴訟を行う。

7a 締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、犯罪人引渡条約が存在しない場合に犯罪人引渡し又は仮拘禁のため

の請求を行い又は受けることについて責任を有する当局の名称及び所在地を通報する。

b 欧州評議会事務局長は、締約国によって指定された当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとす。締約国は、登録簿に記載された事項が常に正確であることを確保する。

第三款 相互援助に関する一般原則

第二十五条 相互援助に関する一般原則

1 締約国は、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために、できる限り広範に相互に援助を提供する。

2 締約国は、第二十七条から第三十五条までに定める義務を履行するため、必要な立法その他の措置をとる。

3 締約国は、緊急の状況においては、ファクシミリ、電子メール等の緊急の通信手段が適当な水準の安全性及び認証を提供する限り（必要な場合には、暗号の使用を含む）、このような手段により相互援助の要請又はこれに関連する通報を行うことができる。この場合において、要請を受けた締約国が要求するときは、その後正式な確認を行う。要請を受けた締約国は、このような緊急の通信手段による要請を受け入れ、そのような手段によりこれに回答する。

4 この章に別段の定めがある場合を除くほか、相互援助は、要請を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な相互援助条約に定める条件に従う。これらの条件には、当該締約国が協力を拒否することができる理由を含む。当該締約国は、要請が財政に係る犯罪と認められる犯罪に係ることを理由として、第二十八条から第三十一条までに定める犯罪について相互援助を拒否する権利を行使してはならない。

5 要請を受けた締約国がこの章の規定に基づき双罰性を相互援助の条件とする場合において、援助が求められている犯罪の基礎を成す行為が

当該締約国の法令によって犯罪とされているものであるときは、当該援助が求められている犯罪が、当該締約国の法令により、要請を行った締約国における犯罪類型と同一の犯罪類型に含まれるか否か又は同一の用語で定められているか否かにかかわらず、この条件が満たされているものとみなす。

第二十六条 自発的な情報提供

1 締約国は、自国が行った捜査の枠組みの中で入手した情報を他の締約国に開示することが、当該他の締約国がこの条約に従って定められる犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟を開始し若しくは実施するに際して役立つ可能性があることを認める場合又はそのような開示により当該他の締約国がこの章の規定に基づき協力を要請することとなる可能性があることを認める場合には、自国の国内法の範囲内において当該情報を事前の要請なしに当該他の締約国に送付することができる。

2 1に規定する情報を提供しようとする締約国は、当該情報を提供する前に、当該情報を秘密のものとして取り扱うこと又は一定の条件を満たす場合にのみ使用することを要請することができる。情報を提供することとなる締約国は、そのような要請に応ずることができない場合には、情報を提供しようとする締約国に対しその旨を通報する。この場合において、情報を提供しようとする締約国は、それにかかわらず情報を提供すべきか否かについて決定する。情報を提供し、当該締約国は、条件が付された情報を提供する場合に、当該条件に拘束される。

第四款 適用される国際協定の存在しない場合の相互援助の要請に関する手続

第二十七条

適用される国際協定が存在しない場合の相互援助の要請に関する手続

1 相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であつて要請を行った

締約国と要請を受けた締約国との間において有効なものがない場合には、2から9までの規定を適用する。そのような条約、取極又は法令が存在する場合には、関係締約国がこれらの条約、取極又は法令に代えて2から9までの規定の一部又は全部を適用することを合意したときを除くほか、この条の規定を適用しない。

2 a 締約国は、相互援助の要請を送付し及び当該要請に回答し、当該要請を実施し又は当該要請を実施する権限を有する当局に対して当該要請を送付する責任を有する一又は二以上の中央当局を指定する。

b 中央当局は、直接相互に連絡する。

c 締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、この2の規定に従って指定した中央当局の名称及び所在地を通報する。

d 欧州評議会事務局長は、締約国によって指定された中央当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとす。締約国は、登録簿に記載された事項が常に正確であることを確保する。

3 この条の規定による相互援助の要請は、当該要請を受けた締約国の法令と両立しない場合を除くほか、当該要請を行った締約国が定める手続に従って実施される。

4 要請を受けた締約国は、第二十五条4に規定する拒否の理由がある場合に加え、次の場合には援助を拒否することができる。

a 当該要請が、政治犯罪又はこれに関連する犯罪であると自国が認める犯罪に係る場合

b 当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると自国が認める場合

5 要請を受けた締約国は、当該要請に基づく措置が自国の権限のある当局が行う捜査又は刑事訴訟を害することとなる場合には、当該措置をとることを延期することができる。

6 要請を受けた締約国は、援助を拒否し又は延期する前に、当該要請を行った締約国と協議し、適当な場合には、当該要請を部分的に認めるか否か又は当該要請を自国が必要と認める条件に従って認めるか否かについて検討する。

7 要請を受けた締約国は、当該要請を行った締約国に対し、援助の要請の実施の結果を速やかに通報する。当該要請を拒否し又は延期する場合に、その理由を示さなければならない。また、当該要請を受けた締約国は、当該要請を行った締約国に対し、当該要請を実施することができない理由又は当該要請の実施を著しく遅延されるおそれのある理由を通報する。

8 要請を行った締約国は、当該要請を受けた締約国に対し、当該要請の実施に必要な範囲を除くほか、この章の規定に基づく要請の事実及び内容を秘密のものとして取り扱うことを求めることができる。当該要請を受けた締約国は、当該要請を秘密のものとして取り扱うことができ、当該要請を行った締約国に通報する。この場合において、当該要請を行った締約国は、それにかかわらず当該要請が実施されるべきか否かについて決定する。

9 a 緊急の場合には、相互援助の要請又はこれに関連する通報は、当該要請を行う締約国の司法当局が当該要請を受ける締約国の司法当局に直接行うことができる。この場合において、当該要請を受ける締約国の中央当局に対して、当該要請を行う締約国の中央当局を通じて当該要請の写しを同時に送付する。

b この9の規定に基づく要請又は通報は、国際刑事警察機構を通じて行うことができる。

c aの規定に基づく要請が行われたが、要請を受けた司法当局が当該要請を取り扱う権限を有していない場合には、当該司法当局は、当該要請を自国の権限のある当局に委託し、その委託の事実を当該要請を行った締約国に

直接通報する。

d この9の規定に基づいて行われる要請又は通報(強制的な措置に関するものを除く。)は、当該要請を行う締約国の権限のある当局が当該要請を受ける締約国の権限のある当局に直接行うことができる。

e 締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、この9の規定に基づく要請については効率上の理由により自国の中央当局に対して行われるべきことを欧州評議会事務局長に通報することができる。

第二十八条 秘密性及び使用制限

1 相互援助条約又は統一若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であつて要請を行った締約国と要請を受けた締約国との間において有効なものが存在しない場合には、この条の規定を適用する。そのような条約、取極又は法令が存在する場合には、関係締約国がこれらの条約、取極又は法令に代えて2から4までの規定の一部又は全部を適用することを合意したときを除くほか、この条の規定を適用しない。

2 要請を受けた締約国は、当該要請に応じて情報又は資料を提供するに際し、次の条件を付することができる。

a 秘密保持の条件なしでは法律上の相互援助の要請に応じられない場合に当該情報又は資料が秘密のものとして取り扱われること。

b 要請書に記載された捜査又は刑事訴訟以外の捜査又は刑事訴訟に当該情報又は資料が使用されないこと。

3 要請を行った締約国は、2に定める条件に従うことができない場合には、速やかにその旨を当該要請を受けた締約国に通報する。この場合において、当該要請を受けた締約国は、それにもかかわらず情報を提供すべきか否かについて決定する。当該要請を行った締約国は、そのような条件を受け入れた場合には、当該条件に拘束される。

4 2に定める条件を付して情報又は資料を提供する締約国は、当該条件に関連して、要請を行った締約国に対し、当該情報又は資料がどのように使用されたかについて説明するよう要求することができる。

第二節 特別規定

第一款 暫定措置に関する相互援助

第二十九条 蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全

1 締約国は、他の締約国に対し、コンピュータ・システムによつて蔵置されたコンピュータ・データであつて、当該他の締約国の領域内に所在し、かつ、自国が当該データに関しその捜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示のために相互援助の要請を提出する意図を有するものによつて、迅速な保全を命令し又はその他の方法によつて迅速な保全を確保するよう要請することができる。

2 1の規定に基づいて行われる保全の要請書には、次の事項を明記する。

a 保全を求める当局

b 捜査又は刑事訴訟の対象となつてゐる犯罪及び関連する事実の簡潔な要約

c 保全すべき蔵置されたコンピュータ・データ及び当該データとbに規定する犯罪との関係

d 蔵置されたコンピュータ・データの管理者又はコンピュータ・システムの所在地を特定する情報であつて、利用可能なもの

e 保全の必要性

f 締約国が、蔵置されたコンピュータ・データの捜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示のために相互援助の要請を提出する意図を有すること。

3 締約国は、他の締約国から要請を受けた場合には、特定のデータを自国の国内法に従つて迅速に保全するため、すべての適当な措置をとる。

締約国は、要請に応ずるに当たり、双罰性をそのような保全を行うための条件として要求してはならない。

4 蔵置されたコンピュータ・データの捜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示のための相互援助の要請に應ずる条件として双罰性を要求する締約国は、第二条から第十一条までの規定に従つて定められる犯罪以外の犯罪に関し、開示の時点で双罰性の条件が満たされないと信ずるに足りる理由がある場合には、この条の規定に基づく保全のための要請を拒否する権利を留保することができる。

5 保全のための要請は、4に定める場合に加え、次の場合にのみ拒否することができる。

a 当該要請が、政治犯罪又はこれに関連する犯罪であると当該要請を受けた締約国が認める犯罪に係る場合

b 当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると当該要請を受けた締約国が認める場合

6 要請を受けた締約国は、保全によつては当該要請に係るデータの将来における利用可能性が確保されず、又は当該要請を行った締約国の捜査の秘密性が脅かされ若しくはその他の態様で捜査が害されるであろうと信ずる場合には、当該要請を行った締約国に対し速やかにその旨を通報する。この場合において、当該要請を行った締約国は、それにもかかわらず当該要請が実施されるべきか否かについて決定する。

7 1に定める要請に応ずるために行われた保全は、当該要請を行った締約国が蔵置されたコンピュータ・データの捜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示のための要請を提出することができるようにするため六十日以上の期間のものとする。当該データは、当該要請を受領した後、当該要請に関する決定が行われるまでの間引き

続き保全される。

第三十条 保全された通信記録の迅速な開示

1 前条の規定に基づいて行われた要請を受けた締約国は、特定の通信に関する通信記録の保全のための要請を実施する過程において、他の国のサービス・プロバイダが当該通信の伝達に参与していたことを知った場合には、要請を行った締約国に対し、当該サービス・プロバイダ及び当該通信が伝達された経路を特定するために十分な量の通信記録を迅速に開示する。

2 1の規定に基づく通信記録の開示は、次の場合にのみ行わないことができる。

a 要請が、政治犯罪又はこれに関連する犯罪であると当該要請を受けた締約国が認める犯罪に係る場合

b 要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると当該要請を受けた締約国が認める場合

第二款 捜査の権限に関する相互援助

第三十一条 蔵置されたコンピュータ・データに対するアクセスに関する相互援助

1 締約国は、他の締約国に対し、コンピュータ・システムによつて蔵置されたコンピュータ・データ(第二十九条の規定に従つて保全されたデータを含む。)であつて当該他の締約国の領域内に所在するものの捜索若しくはこれに類するアクセス、その押収若しくはこれに類する確保又はその開示を要請することができる。

2 要請を受けた締約国は、第二十三条に規定する国際文書、取極及び法令の適用を通じ、かつ、この章の他の関連する規定に従つて、当該要請に応じなければならない。

3 要請を受けた締約国は、次の場合には、迅速に当該要請に応じなければならない。

a 関連するデータが特に滅失しやすく又は改変されやすいと信ずるに足りる理由がある場合

b 2に規定する国際文書、取極及び法令に迅速な協力について別段の定めがある場合

第三十二条 蔵置されたコンピュータ・データに対する国境を越えるアクセス(当該アクセスが同意に基づく場合又は当該データが公に利用可能な場合)

締約国は、他の締約国の許可なしに、次のことを行うことができる。

- a 公に利用可能な蔵置されたコンピュータ・データにアクセスすること(当該データが地理的に所在する場所のいかなるを問わない)。
- b 自国の領域内にあるコンピュータ・システムを通じて、他の締約国に所在する蔵置されたコンピュータ・データにアクセスし又はこれを受領すること。ただし、コンピュータ・システムを通じて当該データを自国に開示する正当な権限を有する者の合法的なかつ任意の同意が得られる場合に限り。

第三十三条 通信記録のリアルタイム収集に関する相互援助

1 締約国は、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集することについて、相互に援助を提供する。2の規定に従うことを条件として、この援助は、国内法に定める条件及び手続に従って行う。

2 締約国は、少なくとも国内の類似の事件において通信記録のリアルタイム収集を行うことができる犯罪については、1に規定する援助を提供する。

第三十四条 通信内容の傍受に関する相互援助

締約国は、自国に適用される条約及び国内法によって認められている範囲内で、コンピュータ・システムによって伝達される特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録することについて、相互に援助を提供する。

第三款 二十四／七ネットワーク

第三十五条 二十四／七ネットワーク

1 締約国は、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために速やかに援助することを確保するため、週七日かつ一日二十四時間利用可能な連絡部局を指定する。その援助には、次の措置を促進すること又は国内法及び慣行によって認められている場合には次の措置を直接とることを含む。

- a 技術上の助言を提供すること。
- b 第二十九条及び第三十条の規定に従いデータを保全すること。
- c 証拠を収集し、法律上の情報を提供し、及び容疑者の所在を探ること。

2 a 締約国の連絡部局は、他の締約国の連絡部局と迅速に通信する能力を有する。

b 締約国が指定する連絡部局は、国際的な相互援助又は犯罪人引渡しについて責任を有する当該締約国の当局の一部でない場合には、当該責任を有する当局と迅速に調整を行うことができることを確保する。

3 締約国は、二十四／七ネットワークの運用を促進するため、訓練されかつ装備された要員が利用可能であることを確保する。

第四章 最終規定

第三十六条 署名及び効力発生

1 この条約は、欧州評議会の加盟国及びこの条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、欧州評議会事務局長に寄託する。

3 この条約は、五の国(欧州評議会の加盟国の少なくとも三の国を含むことを要する)が、この条約に拘束されることに同意する旨を1及び2の規定に従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

生ずる。

4 この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨をその後表明する署名国については、その旨を1及び2の規定に従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十七条 この条約への加入

1 この条約の効力発生後、欧州評議会閣僚委員会は、この条約の締約国と協議してすべての締約国の同意を得た後に、この条約の作成に参加しなかった欧州評議会の非加盟国に対してこの条約に加入するよう招請することができる。決定は、欧州評議会規程第二十条dに定める多数による議決であつて同委員会に出席する資格を有するすべての締約国の代表の賛成票を含むものによつて行う。

2 この条約は、1の規定によりこの条約に加入する国については、加入書を欧州評議会事務局長に寄託した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十八条 適用領域

1 いずれの国も、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、この条約を適用する領域を特定することができる。

2 いずれの国も、その後いつでも、欧州評議会事務局長に於てた宣言により、当該宣言において特定する他の領域についてこの条約の適用を拡大することができる。この条約は、当該他の領域については、同事務局長が当該宣言を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 1又は2の規定に基づいて行われたいかなる宣言も、当該宣言において特定された領域について、欧州評議会事務局長に於てた通告により撤回することができる。撤回は、同事務局長が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十九条 この条約の効果

1 この条約は、締約国間で適用される多数国間

又は二国間の条約及び取極を補足することを目的とする。これらの条約及び取極には、次のものを含む。

千九百五十七年十二月十三日にパリにおいて署名のために開放された犯罪人引渡しに関する欧州条約(ETS第二十四号)

千九百五十九年四月二十日にストラスブールにおいて署名のために開放された刑事問題についての相互援助に関する欧州条約(ETS第三十号)

千九百七十八年三月十七日にストラスブールにおいて署名のために開放された刑事問題についての相互援助に関する欧州条約の追加議定書(ETS第九十九号)

2 以上の締約国は、この条約に規定する事項に関して、既に協定若しくは条約を締結し若しくは他の方法による固有の関係を確立している場合又は将来そのような協定若しくは条約を締結し若しくはそのような関係を確立する場合には、当該協定若しくは条約を適用し又は当該他の方法による関係を従つて当該締約国間の関係を規律する権利を有する。締約国は、この条約に規定する事項に關しこの条約が規律する態様以外の態様でそのような関係を確立する場合に、この条約の目的及び原則に反しないように行う。

3 この条約のいかなる規定も、締約国が有する他の権利、制限、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

第四十条 宣言

いづれの国も、欧州評議会事務局長に於てた書面による通告により、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、第二、三、六、七、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の条に定める追加的な要件を課することを宣言することができる。

第四十一条 連邦条項

1 連邦制の国は、第三章に定める協力を行うことができることを条件として、第二章に定める

義務を中央政府と州その他これに類する領域的主体との間の関係を規律する基本原則に適合する範囲において履行する権利を留保することができる。

2 連邦制の国は、1の規定に基づく留保を付する場合においては、第二章に定める措置について規定する義務を免除し又は著しく減ずることとなる内容の留保を付してはならない。連邦制の国は、いかなる場合にも、第二章に定める措置について幅広くかつ効果的な法執行能力を規定する。

3 この条約の規定であつて、州その他これに類する領域的主体の管轄の下で実施されるものであり、かつ、連邦の憲法制度によつて州その他これに類する領域的主体が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、これらの州の権限のある当局に対し、好意的な意見を付してその規定を通報し、その実施のために適当な措置をとることを奨励する。

第四十二条 留保

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあつた書面による通告により、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、第四条2、第六条3、第九条4、第十条3、第十一条3、第十四条3、第二十二條2、第二十九條4及び第四十一條1に定める留保を付する旨を宣言することができる。その他のいかなる留保も、付することができない。

第四十三条 留保の撤回

1 前条の規定に従つて留保を付した締約国は、欧州評議会事務局長にあつた通告により留保の全部又は一部を撤回することができる。撤回は、同事務局長が通告を受領した日に効力を生ずる。通告において特定された日に留保の撤回が効力を生ずる旨が記載されており、かつ、当該特定された日が同事務局長による当該通告の受領の日よりも遅い日である場合には、撤回は、当該特定された日に効力を生ずる。

2 前条に規定する留保を付した締約国は、状況が許す場合には、その留保の全部又は一部を速やかに撤回する。

3 欧州評議会事務局長は、前条に規定する留保を付した締約国に対し、その留保の撤回の見込みについて定期的に照会することができる。

第四十四条 改正

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。欧州評議会事務局長は、改正案を欧州評議会の加盟国、この条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国及び第三十七條の規定によりこの条約に加入し又は加入するよう招請された国に通報する。

2 締約国が提案する改正案は、犯罪問題に関する欧州委員会(CDPC)に通報され、CDPCは、当該改正案に関する意見を欧州評議会閣僚委員会に提出する。

3 欧州評議会閣僚委員会は、改正案及びCDPCによつて提出された意見を検討するものとすし、欧州評議会の非加盟国であつてこの条約の締約国であるものと協議を行つた後、当該改正案を採択することができる。

4 3の規定に従つて欧州評議会閣僚委員会によつて採択された改正は、受諾のため締約国に送付される。

5 3の規定に従つて採択された改正は、すべての締約国が欧州評議会事務局長に対しこれを受諾する旨を通告した後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十五条 紛争の解決

1 犯罪問題に関する欧州委員会(CDPC)は、この条約の解釈及び適用に関して常時通報を受ける。

2 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉又はその選択する他の平和的手段(関係締約国間の合意に基づき、当該紛争をCDPC、締約国を拘束する決定を行う仲裁裁判所又は国際司法裁判所に付託すること等)により紛争の解決に

努める。

第四十六条 締約国間の協議

1 締約国は、適当な場合には、次のことを促進するため定期的に協議する。

a この条約の効果的な活用及び実施(これらに関する問題の特定及びこの条約に基づいて行われた宣言又は留保の効果を含む)。

b サイバー犯罪及び電子的形態の証拠の収集に関連する法律上、政策上又は技術上の著しい進展に関する情報の交換。

c この条約の補足又は改正の検討。

2 犯罪問題に関する欧州委員会(CDPC)は、1に規定する協議の結果に関して定期的に通報を受ける。

3 CDPCは、適当な場合には、1に規定する協議を促進するものとすし、締約国がこの条約の補足又は改正のために努力することを支援するために必要な措置をとる。CDPCは、この条約が効力を生じた後三年以内に、締約国と協力してこの条約のすべての規定を再検討し、必要な場合には、適当な改正を勧告する。

4 1の規定の実施に要する費用は、欧州評議会が負担する場合を除くほか、締約国が決定する方法で締約国が負担する。

5 締約国は、この条の規定に基づく任務を遂行するに当たり、欧州評議会事務局の支援を受ける。

第四十七条 廃棄

1 いずれの締約国も、欧州評議会事務局長にあつた通告により、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、欧州評議会事務局長が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第四十八条 通報

欧州評議会事務局長は、欧州評議会の加盟国、この条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国及びこの条約に加入し又は加入するよう招請された国に対して次の事項を通報する。

a 署名

b 批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
c 第三十六條及び第三十七條の規定による効力発生の日
d 第四十條の規定に従つて行われた宣言及び第四十二條の規定に従つて付された留保
e この条約に関して行われたその他の行為、通告又は通報

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千一年十一月二十三日にブダペストで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、欧州評議会に寄託する。欧州評議会事務局長は、欧州評議会の各加盟国、この条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国及びこの条約に加入するよう招請されたすべての国に対しその認証謄本を送付する。

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、国際協力等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められる。よつて、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書
この議定書の締約国は、

児童の権利に関する条約の目的及び同条約の規定(特に、第一条、第十一条、第二十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の規定)の実施を更に達成することを目的として、児童の売買、児童買春及び児童ポルノからの児童の保護を保障するために締約国がとるべき措置を拡大することが適当であることを考慮し、

また、児童の権利に関する条約が、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認めていることを考慮し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノを目的とした児童の国際的な取引が相当数にのぼりかつ増加していることを深刻に憂慮し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノを直接助長するために児童が特に被害を受けやすい買春旅行が広く行われかつ継続していることを深く憂慮し、

女子である児童その他の多くの特に被害を受けやすい集団が性的搾取を受ける危険に一層さらされていること及び性的搾取を受ける者の中で女子である児童が不均衡に多いことを認識し、

インターネットその他の発展しつつある技術による児童ポルノの入手が更に容易になっていることを憂慮し、インターネット上の児童ポルノと戦う国際会議千九百九十九年にウィーンで開催、特に、児童ポルノを製造し、配布し、輸出し、送信し、輸入し、意図的に保有し及び宣伝することを全世界において犯罪とすることを求めるという同会議の結論を想起し、並びに政府とインターネット業界との間のより緊密な協力及び連携の重要性を強調し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノの撲滅

は、不十分な開発、貧困、経済的な不均衡、不平等な社会経済的構造、家族の機能不全、教育の欠如、都市と農村との間の移住、性差別、大人の無責任な性的行動、有害な伝統的慣行、武力紛争、児童の取引その他の様々な要因に対処する全体的な取組方法を採用することにより促進されることを確信し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに対する消費需要を減少させるためには、公衆の意識を向上させるための努力が必要であることを確信し、また、すべての関係者の間の世界的な連携を強化し及び国内における法の執行を促進することの重要性を確信し、

国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約、親等の責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関するハーグ条約、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する国際労働機関の条約(第百八十二号)その他の児童の保護に関する国際的な法的文書に留意し、

児童の権利に関する条約に對して、児童の権利の促進及び保護のための広範な意志を表す圧倒的な支持があることに励まされ、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノの防止のための行動計画、千九百九十六年八月二十七日から三十一日までストックホルムで開催された児童の商業的性的搾取に反対する世界会議において採択された宣言及び行動のための課題並びに関係国際団体によるその他の関連する決定及び勧告の実施の重要性を認識し、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

締約国は、この議定書に従って児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止する。

第二条

この議定書の適用上、

(a) 「児童の売買」とは、報酬その他の対償のために、児童が個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為又はこのような引渡しについてのあらゆる取引をいう。

(b) 「児童買春」とは、報酬その他の対償のために、児童を性的な行為に使用することをいう。

(c) 「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあらゆる性的な行為を行う児童のあらゆる表現手段のいかなるものを問わない。又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。

第三条

1 各締約国は、その犯罪が国内で行われたか国際的に行われたかを問わず、また、個人により行われたか組織により行われたかを問わず、少なくとも次の行為が自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する。

(a) 前条に定義する児童の売買に関し、

(i) 児童を次の目的のため提供し、移送し又は收受すること(手段のいかんを問わない)。

a 児童を性的に搾取すること。

b 営利の目的で児童の臓器を引き渡すこと。

c 児童を強制労働に従事させること。

(ii) 養子縁組に関する適用可能な国際的な法的文書に違反する児童の養子縁組について同意するよう、仲介者として不当に勧誘すること。

(b) 前条に定義する児童買春のため、児童を提供し、取得し、あつせんし及び供給すること。

(c) 前条に定義する児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。

2 締約国の国内法の規定に従って、1に規定する

る行為の未遂及び1に規定する行為を共謀し又は1に規定する行為に加担する行為についても、1の規定を適用する。

3 各締約国は、1及び2に定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようになる。

4 各締約国は、自国の国内法の規定に従って、適当な場合には、1に定める犯罪についての法人の責任を確立するための措置をとる。法人のこの責任は、締約国の法的原則に従って、刑事上、民事上又は行政上のものとする。ことができる。

5 締約国は、児童の養子縁組に関するすべての者が適用可能な国際的な法的文書に従って行動することを確保するためのすべての適当な法律上及び行政上の措置をとる。

第四条

1 各締約国は、前条1に定める犯罪が自国の領域内又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

2 各締約国は、次の場合において前条1に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとることができる。

(a) 容疑者が、自国の国民である場合又は自国の領域内に常居所を有する者である場合

(b) 被害者が自国の国民である場合

3 各締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、犯罪が自国の国民によって行われたことを理由として他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条1に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

4 この議定書は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第五条

1 第三条1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされ、

また、締約国間で今後締結されるすべての犯罪人引渡条約における引渡犯罪に含まれるものとする。ただし、これらの条約に定める条件に従うことを条件とする。

2 条約の存在を犯罪人引渡し条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この議定書を第三条1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める条件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第三条1に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第三条1に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、前条の規定に従って裁判権を設定しなければならぬ国の領域内においても行われたものとみなされる。

5 第三条1に定める犯罪に関して引渡しの請求が行われた場合において、請求を受けた締約国が犯人の国籍を理由として引渡しを行わないときは、当該締約国は、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとる。

第六条

1 締約国は、第三条1に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助（これらの手続に必要であり、かつ、自国が提供することができ、証拠の収集に係る援助を含む。）を与える。

2 締約国は、相互間に法律上の相互援助に関する条約又は他の取極が存在する場合には、当該条約又は他の取極に合致するように、1に規定する義務を履行する。締約国は、そのような条約又は取極が存在しない場合には、自国の国内法に従って相互に援助を与える。

第七条

締約国は、自国の国内法の規定に従って、次のことを行う。

- (a) 適当な場合には、次のものを押収し又は没収することを定めるための措置をとること。
- (i) この議定書に定める犯罪を行い又は助長するために使用された物（例えば、材料、財産及び他の道具）
- (ii) この議定書に定める犯罪から生じた収益
- (a)に規定する物又は収益の押収又は没収についての他の締約国からの要請を実施すること。
- (c) この議定書に定める犯罪を行うために使用された場所を一時的又は恒久的に閉鎖するための措置をとること。

第八条

1 締約国は、刑事司法手続のすべての段階において、特に次のことを行うことによって、この議定書によって禁止されている行為の被害者である児童の権利及び利益を保護するための適当な措置をとる。

- (a) 被害者である児童が被害を受けやすいことを認め、及び当該児童の特別な必要（証人としての特別な必要等）を認めるために刑事司法手続を適合させること。
- (b) 被害者である児童に対し、当該児童が有する権利及び役割並びに刑事司法手続に係る範囲、時期及び進捗状況について通知し、また、当該児童に係る事件の処理について通知すること。
- (c) 被害者である児童の個人的利益に影響を及ぼす刑事司法手続において、国内法の手続規則に合致する方法により、当該児童の意見、必要及び懸念が表明され及び考慮されることを認めること。
- (d) 訴訟手続の間を通じて被害者である児童に対し適当な支援サービスを与えること。
- (e) 被害者である児童の私生活及び身元関係事項を適当な場合に保護し、並びに被害者である

児童の身元の特定につながるような情報の不適当な公表を避けるために国内法に従って措置をとること。

(f) 適当な場合には、被害者である児童、その家族及び被害者である児童のための証人に対する脅迫及び報復からの保護のための措置をとること。

(g) 事件の処理及び被害者である児童に対して賠償を与える命令又は決定の執行において必要な遅延を避けること。

2 締約国は、被害者の実際の年齢が不確実であることが捜査被害者の年齢を立証するための捜査を含むを開始する妨げとならないことを確保する。

3 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者である児童の刑事司法制度における取扱いにおいて、児童の最善の利益が主として考慮されることを確保する。

4 締約国は、この議定書によって禁止されている犯罪の被害者のために働く者に対して、適当な研修、特に法律及び心理学に関する研修を確保するための措置をとる。

5 締約国は、適当な場合には、この議定書によって禁止されている犯罪の防止又はこのような犯罪の被害者の保護及びリハビリテーションに關与する個人又は団体の安全及び信頼性を保護するための措置をとる。

6 この条のいかなる規定も、被告人が有する公正かつ公平な裁判を受ける権利を害し又はこれと両立しないものと解してはならない。

第九条

1 締約国は、この議定書に定める犯罪を防止するため、法律、行政措置、社会政策及び計画を採用し又は強化し、実施し及び周知させる。このような犯罪により特に被害を受けやすい児童の保護に特別の考慮を払う。

2 締約国は、この議定書に定める犯罪の防止措置及び有害な影響に關し、すべての適当な手段による広報並びに教育及び研修を通じ、児童を

含む公衆一般の意識を向上させる。この条の規定に基づく義務を履行するに当たり、締約国は、社会、特に被害者である児童その他の児童が、このような広報、教育及び研修に関する計画（国際的な規模のものを含む。）に参加することを奨励する。

3 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者に対し、十分な社会復帰並びに十分な身体的及び心理的な回復その他すべての適当な援助を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

4 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者であるすべての児童が、法的な責任を負う者に対し差別されることがなく損害についての賠償を求めるための適当な手続を利用することができることを確保する。

5 締約国は、この議定書に定める犯罪を宣伝する物の製造及び頒布を効果的に禁止するための適当な措置をとる。

第十条

1 締約国は、児童の売買、児童買春、児童ポルノ及び児童買春旅行に係る行為に責任を負う者について、このような行為の防止、並びに発見、捜査、訴追及び処罰のための多数国間の、地域的な又は二国間の取決めに国際協力を強化するためのすべての必要な措置をとる。また、締約国は、締約国の当局、国内の及び国際的な非政府機関並びに国際機関の間における国際的な協力及び協調を促進する。

2 締約国は、被害者である児童の身体的及び心理的な回復、社会復帰並びに帰還を援助するための国際協力を促進する。

3 締約国は、児童が児童の売買、児童買春、児童ポルノ及び児童買春旅行により被害を受ける一因となっている貧困、不十分な開発その他の根本的な原因に対処するための国際協力を強化することを促進する。

4 締約国は、可能な場合には、既存の多数国間の、地域的な又は二国間の計画その他の計画を通じて財政的、技術的その他の援助を提供す

る。

第十一条

この議定書のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法律

(b) 締約国について効力を有する国際法

第十二条

1 各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後二年以内に、この議定書の規定の実施のためにとつた措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。

2 各締約国は、包括的な報告を提出した後、児童の権利に関する条約第四十四条の規定に従つて児童の権利に関する委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を含める。この議定書のその他の締約国は、五年ごとに報告を提出する。

3 児童の権利に関する委員会は、この議定書の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

第十三条

1 この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、批准されなければならないが、また、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十四条

1 この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

2 この議定書は、この議定書の効力発生の後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後一箇月で効力を生ずる。

第十五条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。同事務総長は、その後、児童の権利に関する条約のその他の締約国及び同条約に署名したすべての国に對しこれを通報する。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる前に発生した犯罪について、この議定書に基づく当該締約国の義務を免除するものではない。また、廃棄は、廃棄が効力を生ずる前に児童の権利に関する委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものではない。

第十六条

1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に對し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によつて採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の三分の二以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第十七条

1 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書は、国際連合に寄託する。

2 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を児童の権利に関する条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に送付する。

が同条約に署名したすべての国に送付する。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められる。よつて、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書

この議定書の締結は、児童の権利に関する条約に對して、児童の権利の促進及び保護のために努力する広範な意志を表す圧倒的な支持があることに励まされ、児童の権利は特別な保護を必要とすることを再確認し、また、差別なく児童の状況を不断に改善すること並びに平和で安全な状況において児童が発達し及び教育を受けることを要請し、武力紛争が児童に及ぼす有害かつ広範な影響並びにこれが永続性のある平和、安全及び発展に及ぼす長期的な影響を憂慮し、武力紛争の状況において児童を標的とすること及び学校、病院等一般的に多数の児童が存在する場所その他の国際法に基づいて保護されている対象を直接攻撃することを非難し、

国際刑事裁判所規程が採択されたこと、特に同規程が、国際的な武力紛争及び非国際的な武力紛争の双方において、十五歳未満の児童を強制的に徴集し及び志願に基づいて編入し並びに敵対行為に積極的に参加させるために使用することを戦争犯罪として規定していることに留意し、したがつて、児童の権利に関する条約において認められている権利の実現を更に強化するためには、武力紛争における関与から児童を一層保護することが必要であることを考慮し、児童の権利に関する条約第一条が、同条約の適用上、「児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。」と規定していることに留意し、軍隊に採用することができる者の年齢及びこれらの者が敵対行為に参加する年齢を引き上げる選択議定書は、児童に関するすべての措置をとるに当たつては児童の最善の利益が主として考慮されるべきであるとの原則の実施に効果的に資することを確認し、

千九百九十五年十二月の第二十六回赤十字・赤新月国際会議が、紛争当事国は十八歳未満の児童を敵対行為に参加させないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとることを特に勧告したことに留意し、

武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を特に禁止する最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する国際労働機関の条約（第百八十二号）が千九百九十九年六月に全会一致で採択されたことを歓迎し、

国の軍隊と異なる武装集団が敵対行為において国内で又は国境を越えて児童を採用し、訓練し及び使用することを最も重大な関心事をもつて非難し、並びにこの点に関連して児童を採用し、訓練し及び使用するものの責任を認識し、

武力紛争の各当事者が国際人道法の規定を遵守する義務を負っていることを想起し、

この議定書が国際連合憲章(第五十一条等)に定める目的及び原則並びに人道法の関連する規範を害するものではないことを強調し、

同憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和と安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における児童の十分な保護に不可欠であることに留意し、

経済的若しくは社会的地位又は性別のため、この議定書に反して特に採用され又は敵対行為に使用されやすい児童についての特別な必要性を認識し、

武力紛争における児童の関与についての経済的、社会的及び政治的な根本的原因を考慮に入れる必要性に留意し、

この議定書の実施における国際協力並びに武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理社会的なリハビリテーション並びに社会復帰における国際協力を強化する必要性を確信し、

社会、特に被害者である児童その他の児童がこの議定書の実施に関する広報及び教育に関する計画の普及に参加することを奨励して、次のとおり協定した。

第一条

締約国は、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第二条

締約国は、十八歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。

第三条

1 締約国は、児童の権利に関する条約第三十八条に定める原則を考慮し及び同条約に基づき十八歳未満の者は特別な保護を受ける権利を有することを認識して、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を同条3に定める年齢より年単位で引き上げる。

2 各締約国は、この議定書を批准し又はこれに加入する際に、自国の軍隊に志願する者の採用

が認められる最低年齢を記載する拘束力のある宣言及びそのような採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するためにとられた保障措置についての説明を寄託する。

3 自国の軍隊に志願する十八歳未満の者の採用を認める締約国は、少なくとも次のことを確保するための保障措置を維持する。

(a) 当該採用が真に志願する者を対象とするものであること。

(b) 当該採用につき当該者の父母又は法定保護者が事情を知らされた上で同意していること。

(c) 当該者が軍務における任務につき十分な情報の提供を受けていること。

(d) 当該者が、自国の軍務に服することが認められる前に、年齢についての信頼し得る証明を提出すること。

4 各締約国は、国際連合事務総長に於てた通告により、いつでも自国の宣言の内容を拡充することができるとし、同事務総長は、これをすべての締約国に通報する。そのような通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

5 1に定める最低年齢を引き上げる義務は、締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校であつて、児童の権利に関する条約第二十八條及び第二十九條の規定の趣旨に沿うものについては適用されない。

第四条

1 国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、十八歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。

2 締約国は、1に規定する採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置(1に規定する採用及び使用を禁止し並びにこれらの行為を犯罪とするために必要な法律上の措置を含む)をとる。

3 この議定書におけるこの条の規定の適用は、武力紛争のいかなる当事者の法的地位にも影響

を及ぼすものではない。

第五条

この議定書のいかなる規定も、児童の権利の実現に一層貢献する締約国の法律、国際文書又は国際人道法の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第六条

1 各締約国は、自国の管轄の下においてこの議定書の規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な法律上、行政上その他の措置をとる。

2 締約国は、適当な方法でこの議定書の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

3 締約国は、自国の管轄の下にある者であつてこの議定書に反して採用され又は敵対行為に使用されたものを除隊させ又は他の方法により任務から解放することを確保するため、すべての実行可能な措置をとる。締約国は、必要な場合には、これらの者に對し、その身体的及び心理的な回復並びに社会復帰のためのすべての適当な援助を与える。

第七条

1 締約国は、技術協力、財政的援助等を通じて、この議定書に反するあらゆる行為の防止、この議定書に反する行為の被害者のリハビリテーション及び社会復帰その他のこの議定書の実施について協力する。このような援助及び協力は、関係締約国及び関係国際機関と協議した上で実施する。

2 締約国は、可能な場合には、既存の多数国間、二国間その他の計画を通じ、又は国際連合総会の規則に従つて設立される任意の基金を通じ、このような援助を提供する。

第八条

1 各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後二年以内に、参加及び採用に関する規定の実施のためにとつた措置その他のこの議定書の規定の実施のためにとつた措置に関する

包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。

2 各締約国は、包括的な報告を提出した後、児童の権利に関する条約第四十四条の規定に従つて児童の権利に関する委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を含める。この議定書のその他の締約国は、五年ごとに報告を提出する。

3 児童の権利に関する委員会は、この議定書の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

第九条

1 この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、批准されなければならず、また、すべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 国際連合事務総長は、児童の権利に関する条約及びこの議定書の寄託者として、同条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に對し、第三条の規定に基づく宣言を通報する。

第十条

1 この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

2 この議定書は、この議定書の効力発生の後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後一箇月で効力を生ずる。

第十一条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に對して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。同事務総長は、その後、児童の権利に関する条約のその他の締約国及び同条約に署名したすべての国に對しこれを通報する。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

ただし、廃棄を行う締約国が当該一年の期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、廃棄は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に発生した行為について、この議定書に基づく当該締約国の義務を免除するものではない。また、廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に児童の権利に関する委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものではない。

第十二条

1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の三分の二以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第十三条

1 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、及びスペイン語をひとしく正文とする。この議定書は、国際連合に寄託する。

2 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を児童の権利に関する条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に送付する。

平成十六年三月二十三日印刷

平成十六年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局